

伊方町

第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

伊方町

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の概要	1
2 計画の性格	2
3 計画策定の時期及び計画期間	2
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	3
第2章 子ども・子育てに関する現状・課題	4
1 統計にみる伊方町の現状	4
2 ニーズ調査結果の概要	8
3 子ども・子育て支援事業の実施状況	16
4 子ども・子育て支援関連施策の実施状況	22
5 子ども・子育て支援に向けた課題	27
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念	29
2 基本目標	29
3 計画の体系	31
第4章 子ども・子育て支援関連施策の展開	32
1 地域における子育ての支援	33
2 保健・医療体制の充実	37
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	42
4 安全・安心のまちづくり	45
5 仕事と家庭・地域生活の両立支援	47
6 援助が必要な家庭へのきめ細かな支援	49
第5章 子ども・子育て支援事業計画	53
1 子ども・子育て支援事業の概要	53
2 子どもの推計人口	54
3 教育・保育提供区域の設定	55
4 教育・保育提供体制の確保	55
5 教育・保育施設の一体的提供について	63
6 教育・保育の質の向上へ向けた取り組み	63
7 安心して子育てができる環境づくりを目指して	63
8 ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けての取り組み	64

第6章 計画の推進に向けて	65
1 計画の推進体制.....	65
2 計画の点検・評価・改善.....	65
資料編	67
1 伊方町子ども・子育て会議条例.....	67
2 伊方町子ども・子育て会議委員名簿.....	69
3 伊方町子ども・子育て会議の経過.....	69

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の概要

全国的に、長期的な少子化の進行、家族形態の多様化、子育て家庭への支援体制の不足、さらにはコロナ禍を経て子育て家庭の孤立感、負担感の増加、就労形態やライフスタイルの変化がみられます。

国では、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て関連3法を整備しました。

このうち、「子ども・子育て支援法」に基づいて、平成26年度に全国一斉に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から実施されました。伊方町においても「伊方町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、乳幼児への教育・保育の充実、子育て支援に関する幅広い施策の推進に努めてきました。

その後、深刻化する子育て世代の貧困や所得格差の拡大、児童虐待の複雑化、引きこもりや不登校の児童生徒の増加など、多くの問題が表面化してきています。

これらの問題に対応するため、国では、「子ども・子育て支援法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「児童福祉法」の改正を繰り返してきました。

さらに、令和4年6月にこども家庭庁の設立や児童福祉法の改正、令和6年に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の成立などが行われ、子どもや子育て家庭等への支援の拡充を目指しています。

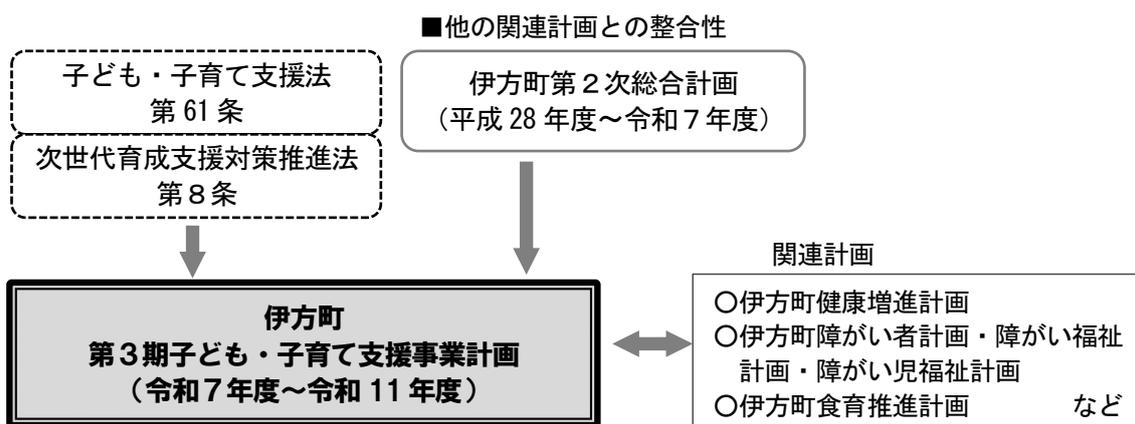
令和2年度に策定した「伊方町 第2期子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度までを計画期間としていることから、伊方町では新たに「伊方町 第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、町の現状に即した子育て支援関連施策を推進します。

2 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての性格も併せ持ちます。

なお、計画策定に当たっては、「伊方町第2次総合計画」（平成28年度～令和7年度）や「伊方町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「伊方町食育推進計画」その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。

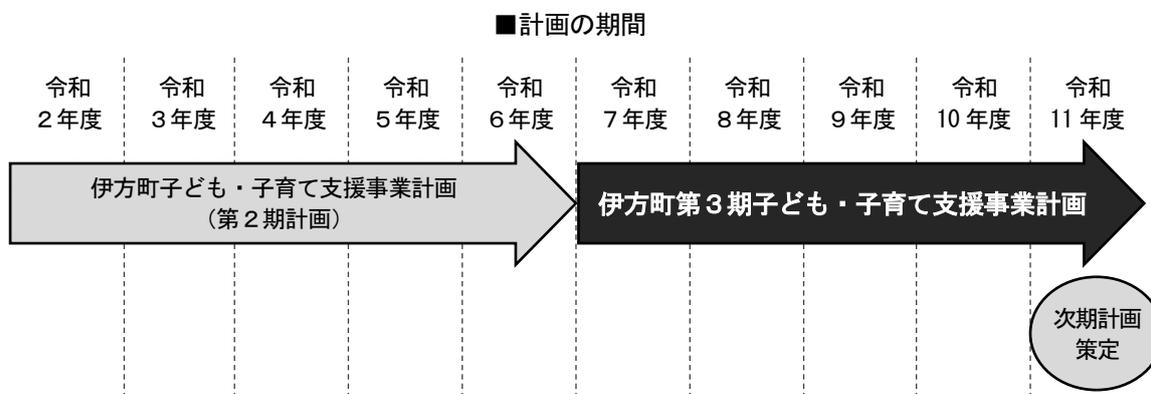


3 計画策定の時期及び計画期間

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画について、同法の施行の日から5年を1期として作成することが定められています。

第2期計画が令和2年度から令和6年度であったことから、本計画は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、実施状況は毎年度評価・検証を行い、計画値と実績に大きな乖離がみられたときは、計画中間年度の令和9年度を目途に中間見直しを行うものとします。

さらに、令和11年度には、次期計画（第4期計画）の策定を行います。



4 計画の対象

基本的に、産まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭、地域住民とします。

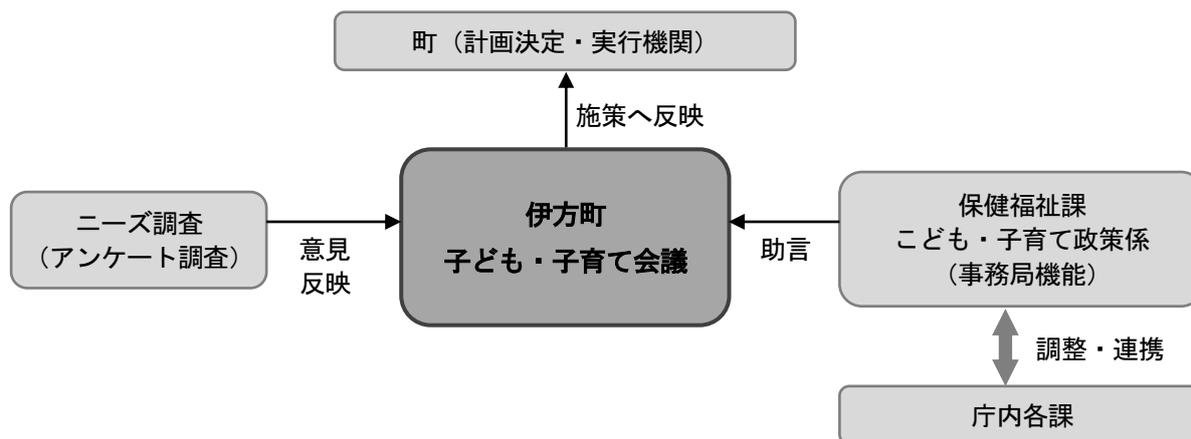
また、施策の内容によっては、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応ができるよう努めます。

5 計画の策定体制

本計画の策定に当たり、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく「伊方町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行います。

会議は、町における特定教育・保育施設の利用定員の設定や、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

また、伊方町子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とすることや、住民の子育てニーズを把握することを目的として、子育て支援に関するニーズ調査（アンケート調査）を実施しました。



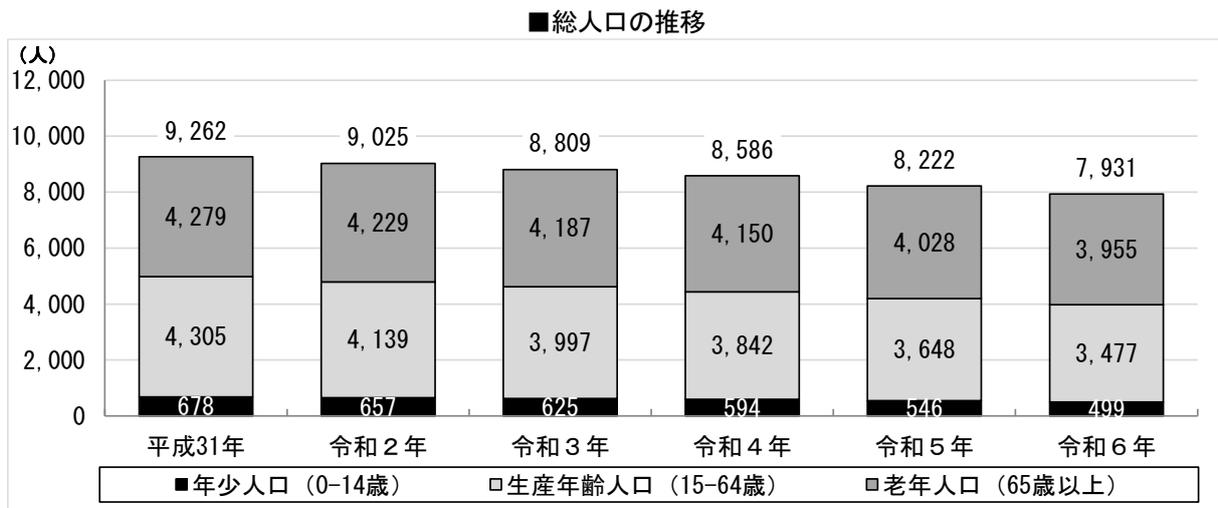
第2章 子ども・子育てに関する現状・課題

1 統計にみる伊方町の現状

(1) 総人口の推移 (住民基本台帳、各年4月1日現在)

平成31年以降の伊方町の総人口は減少傾向が続いており、令和6年には7,931人となっています。なお、平成31年からの5年間で1,331人(14.4%)減少しています。

また、年少人口も減少傾向が続いており、令和6年には499人となっています。なお、平成31年からの5年間で179人(26.4%)減少しています。

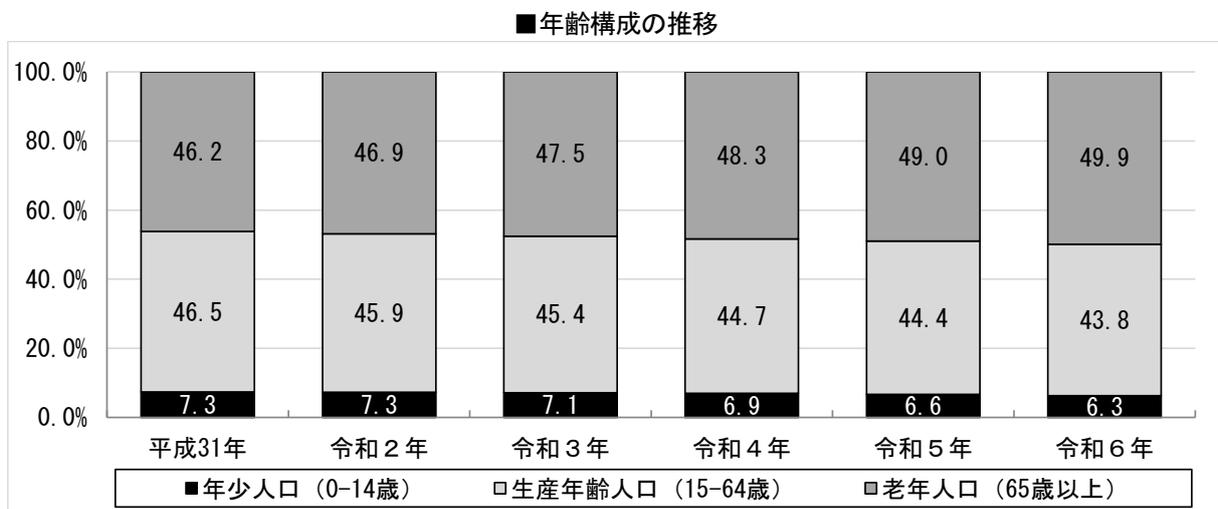


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 年齢構成の推移 (住民基本台帳、各年4月1日現在)

平成31年以降の年齢構成は、高齢化の進行とともに生産年齢人口、年少人口の割合が低下しています。

このうち年少人口は、令和6年には6.3%となっており、平成31年からの5年間で1.0ポイント低下しています。

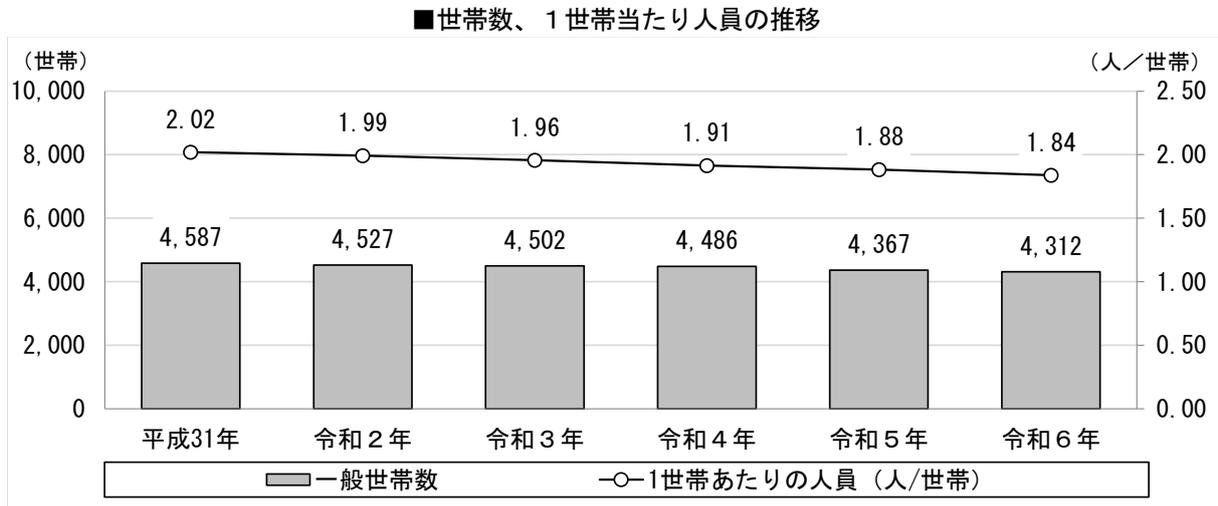


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 世帯数、1世帯当たり人員の推移 (住民基本台帳、各年4月1日現在)

平成31年以降の世帯数は、減少傾向が続いており、令和6年には4,312世帯となっています。なお、平成31年からの5年間で275世帯(6.0%)減少しています。

また、平成31年以降の1世帯当たり人員も減少傾向が続いており、令和6年には1.84人/世帯となっています。

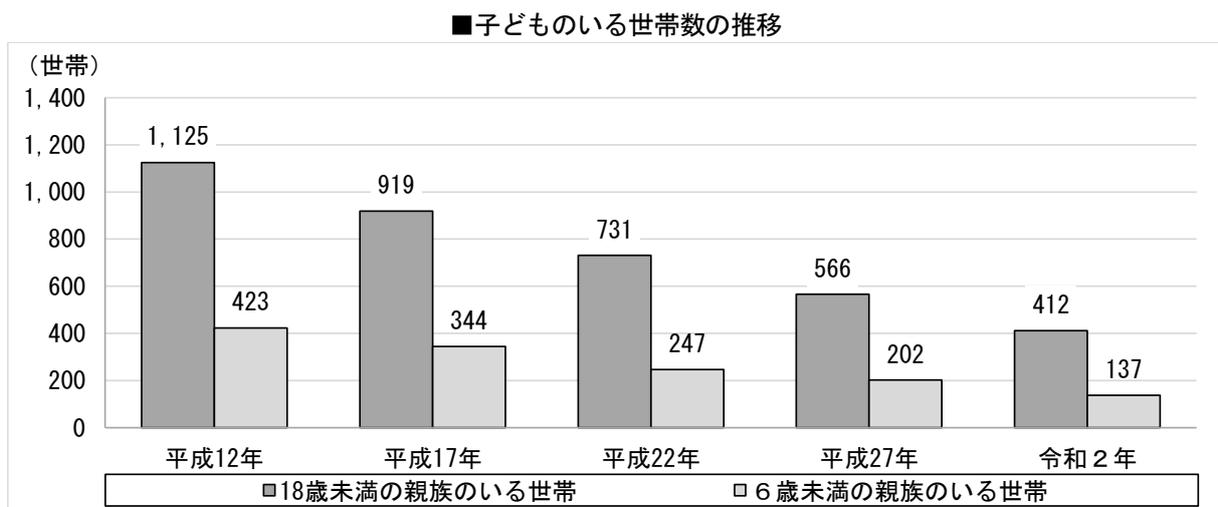


出典：住民基本台帳 (各年4月1日現在)

(4) 子どものいる世帯数の推移 (国勢調査、各年10月1日現在)

平成12年以降の18歳未満の親族のいる世帯は、減少傾向が続いており、令和2年には412世帯となっています。なお、平成12年から令和2年までの20年間で713世帯(63.4%)減少しています。

同様に、6歳未満の親族のいる世帯も減少傾向が続いており、令和2年には137世帯となっています。なお、平成12年から令和2年までの20年間で286世帯(67.6%)減少しています。

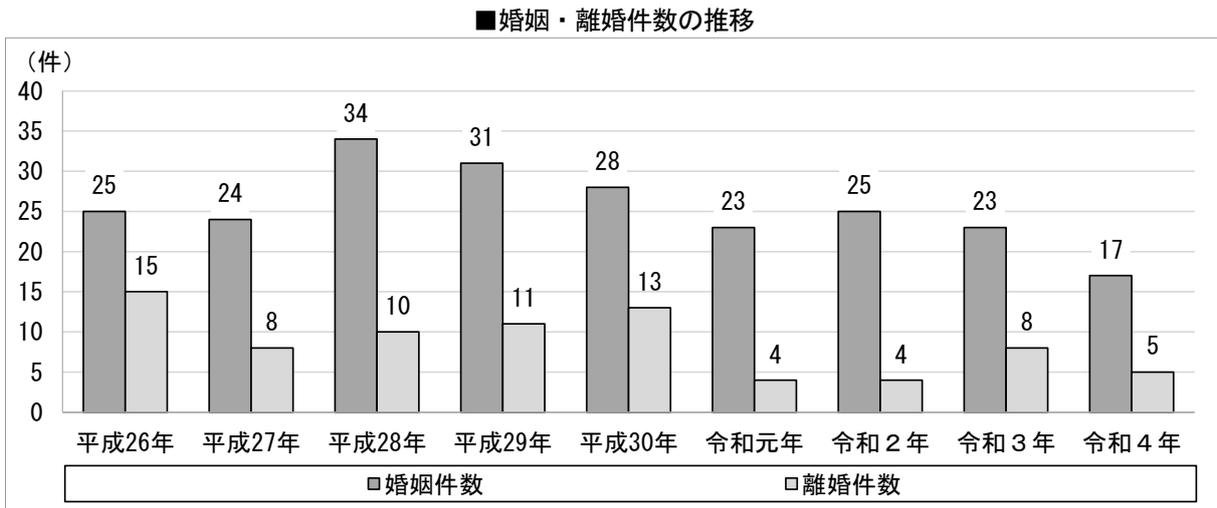


出典：国勢調査 (各年10月1日現在)

(5) 婚姻・離婚件数の推移 (人口動態統計)

平成 26 年以降の婚姻件数は、平成 28 年の 34 件をピークに減少しており、令和 2 年には 25 件に増加したものの、再び減少しています。なお、令和 4 年には 17 件となっており、直近の 8 年間で最も少ない件数となっています。

また、離婚件数は平成 27 年から平成 30 年にかけて増加が続き、令和元年以降は 10 件未満で推移しています。なお、令和 4 年には 5 件となり、婚姻件数と 12 件の差となっています。

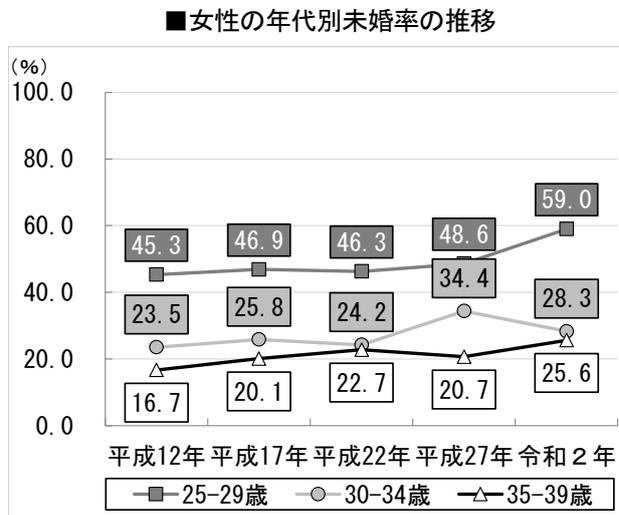
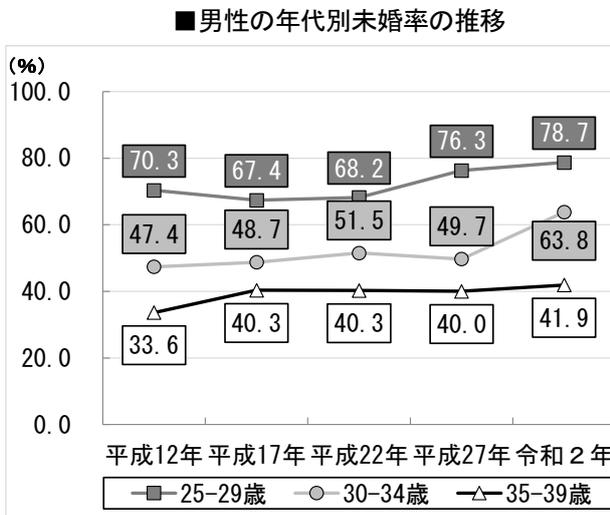


出典：人口動態統計（各年 1 月 1 日～12 月 31 日）

(6) 年代別未婚率の推移 (国勢調査)

平成 12 年以降の 20 歳代、30 歳代の男性の未婚率は、各年齢層とも上昇傾向がみられ、特に「30-34 歳」では、平成 27 年の 49.7%から令和 2 年の 63.8%へと、14.1 ポイント増加しています。

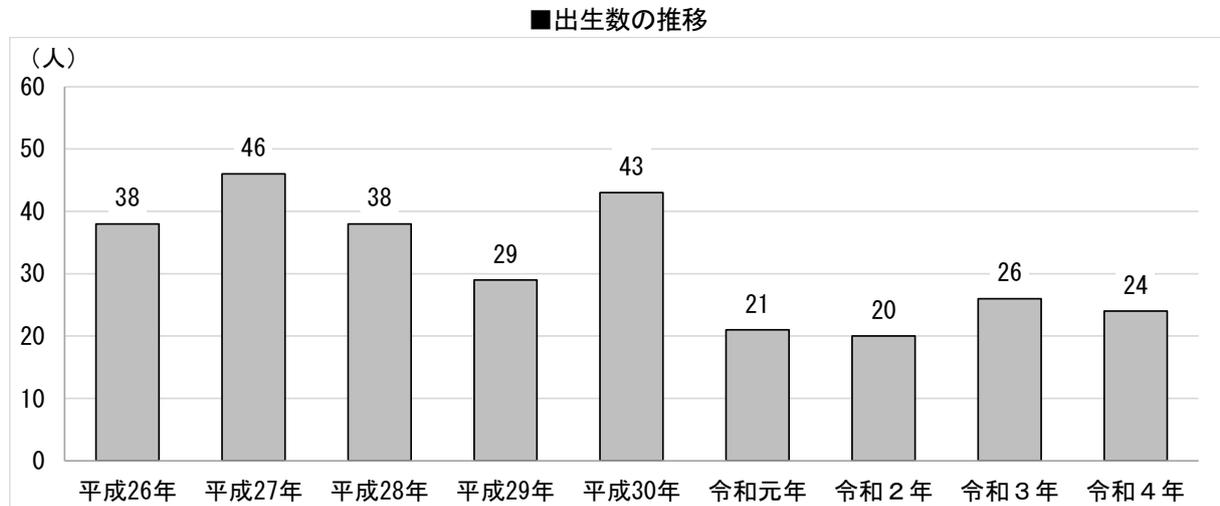
また、平成 12 年以降の 20 歳代、30 歳代の女性の未婚率は、「30-34 歳」を除いて上昇傾向がみられ、特に「25-29 歳」では、平成 27 年の 48.6%から令和 2 年の 59.0%へと 10.4 ポイント増加しています。



出典：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(7) 出生者数の推移 (人口動態統計)

平成26年以降の出生者数は、平成27年の46人をピークに増減を繰り返しており、平成30年から令和元年にかけて22人減少したものの、その後は20人台で推移し、令和4年には24人となっています。

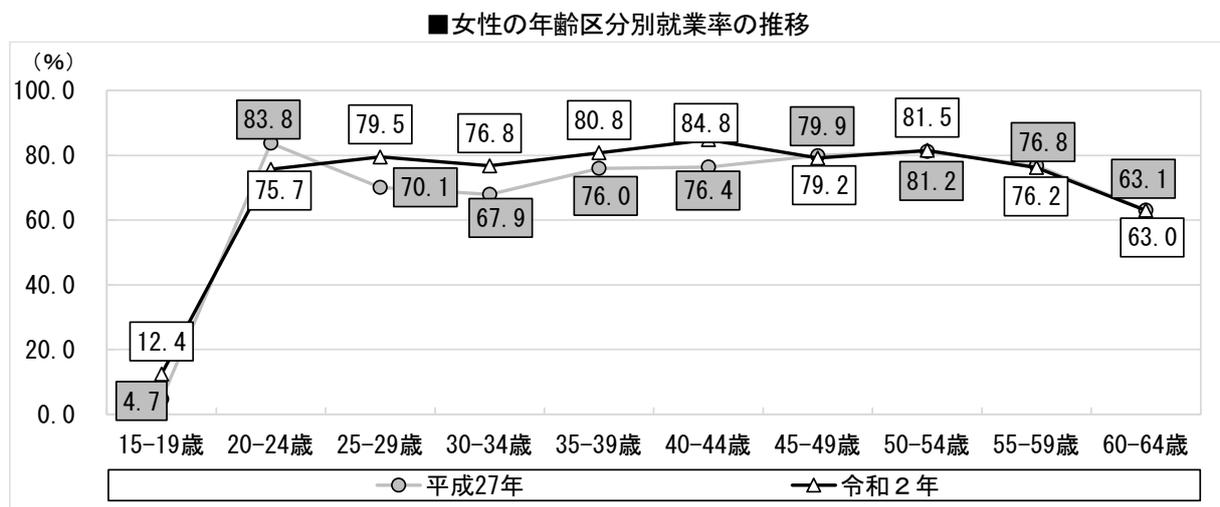


出典：人口動態統計（各年1月1日～12月31日）

(8) 女性の就業率の推移 (国勢調査、各年10月1日現在)

平成27年と令和2年を比較した女性の就業率は、20-24歳では平成27年から低下したものの、25-29歳から40-44歳の年齢層では平成27年から上昇しています。

また、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」の傾向がみられます。



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

2 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

①調査対象

種 別	調査対象
未就学児調査	町内に居住する未就学児童のいる世帯 (複数の未就学児がいる世帯では、未就学児の中で末子の児童を対象)
小学生調査	町内に居住する小学生のいる世帯 (複数の小学生がいる世帯では、小学生の中で末子の児童を対象)

②調査期間

種 別	調査期間
未就学児調査	令和6年7月12日～7月18日
小学生調査	令和6年7月12日～7月18日

③調査方法

種 別	調査方法	
未就学児調査	町内の保育所利用世帯	保育所における直接配付・回収
	その他の世帯	郵送による配付・回収
小学生調査	学校における直接配付・回収 (郵送回収)	

④配付・回収状況

種 別	配付数	回収数 (有効回答)	回収率
未就学児調査	130 票	81 票	62.3%
小学生調査	180 票	118 票	65.6%

⑤注意事項

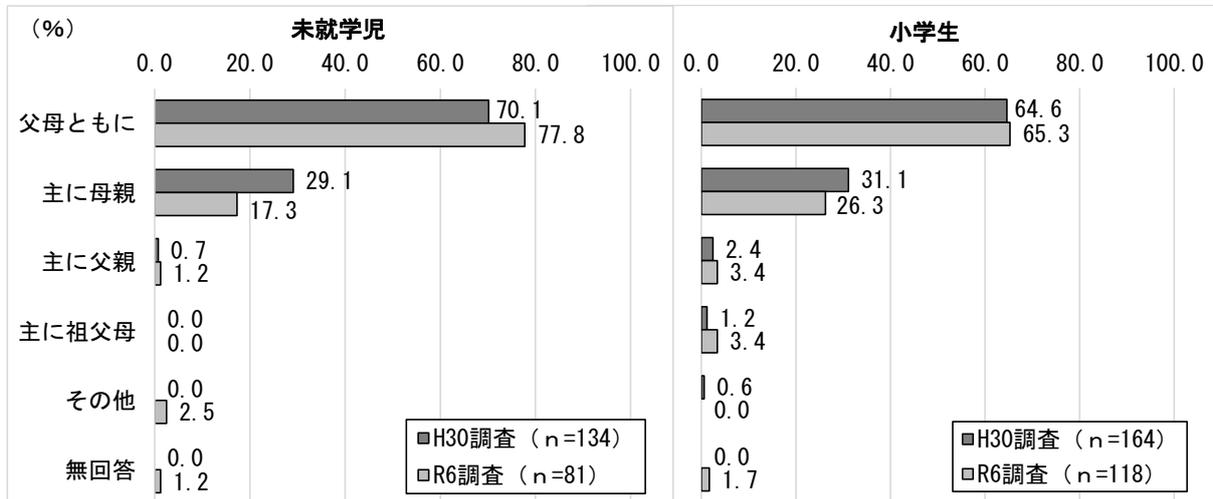
百分比による集計では、回答者数 (該当質問においては該当者数) を 100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、全て小数点第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記しています。したがって、回答比の合計が100%にならない場合もあります。

また、複数回答の設問では、全ての比率の合計が100%を超えることがあります。

(2) 調査結果の概要

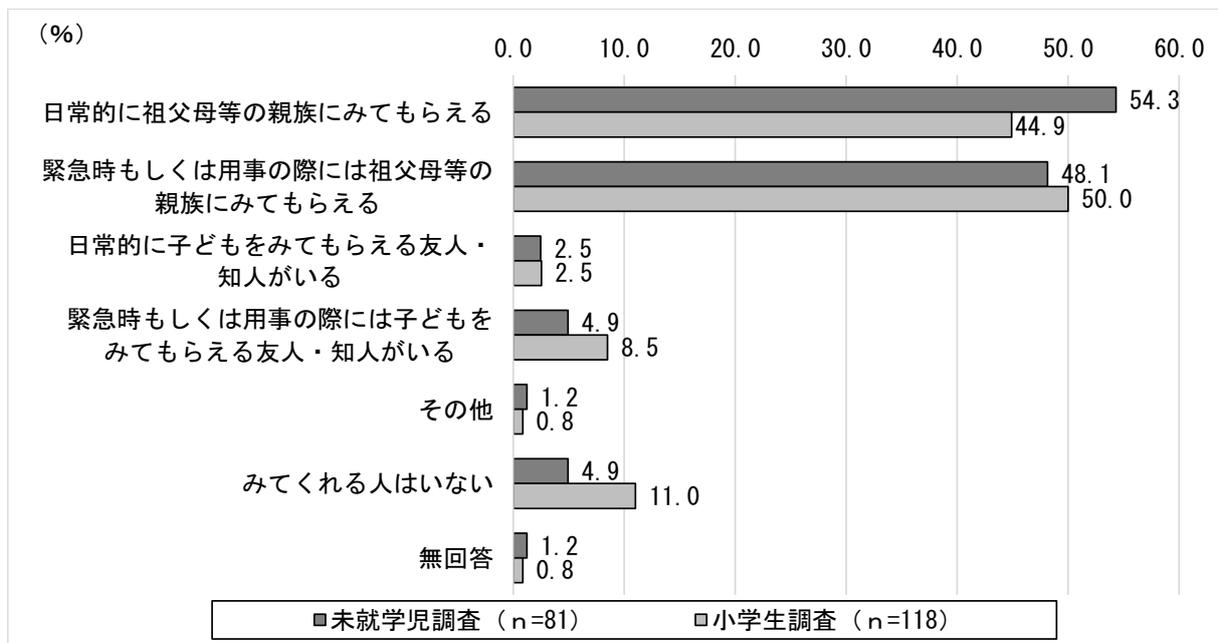
①家庭の子育て環境について（未就学児・小学生共通）

子どもの子育てを主に行っている方について、未就学児・小学生ともに「父母ともに」の割合が最も高くなっています。また、平成30年度調査と比較すると、「父母ともに」が未就学児では7.7ポイント、小学生では0.7ポイント増加しており、「主に母親」が未就学児では11.8ポイント、小学生では4.8ポイント低下しています。



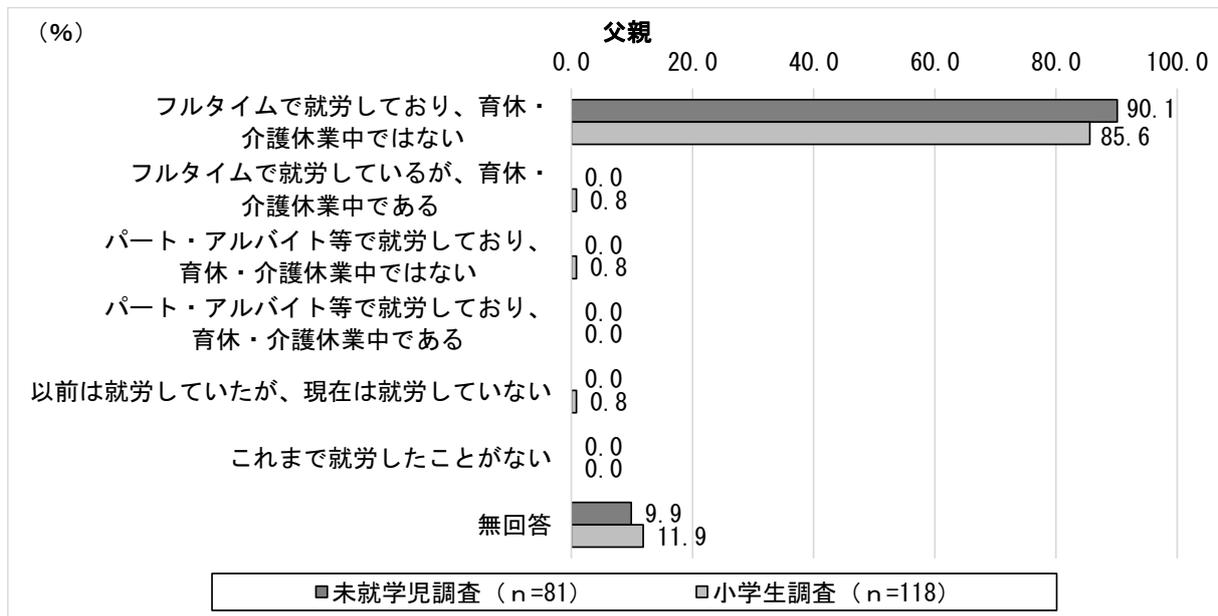
日頃、子どもの面倒をみてもらえる親族・知人の有無について、未就学児では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」、小学生では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が最も高くなっています。

また、「みてくれる人はいない」が未就学児では4.9%、小学生では11.0%みられます。（複数回答）



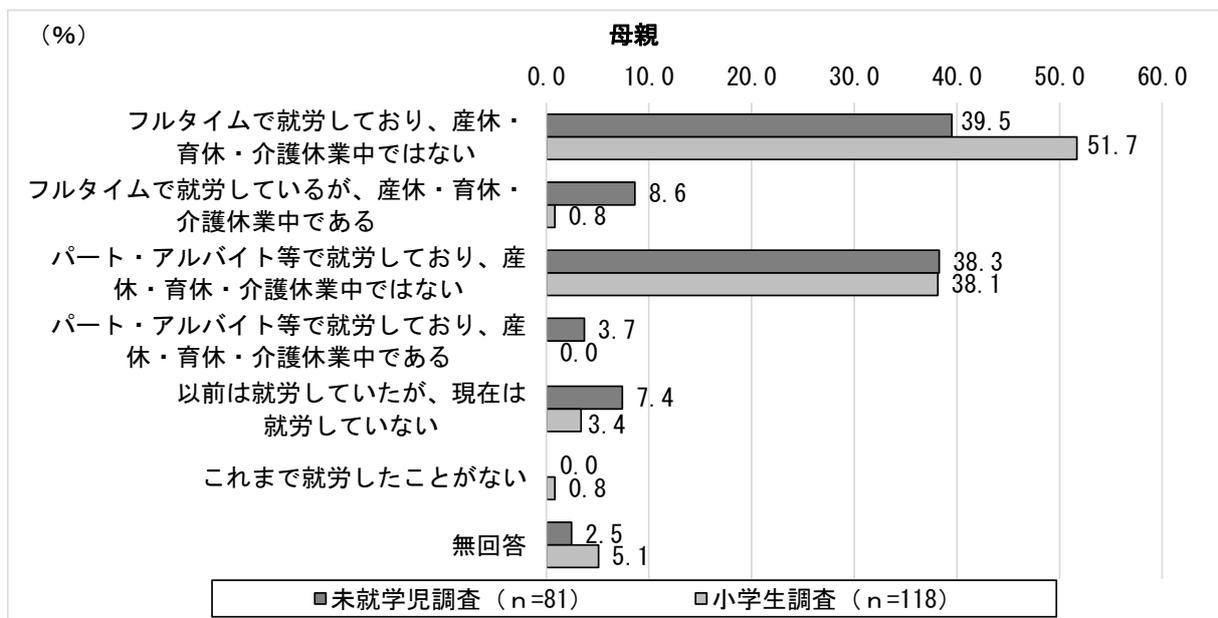
②仕事と子育ての両立について（未就学児・小学生共通）

父親の就労状況について、未就学児・小学生ともに「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が最も高く、それぞれ90.1%、85.6%となっています。

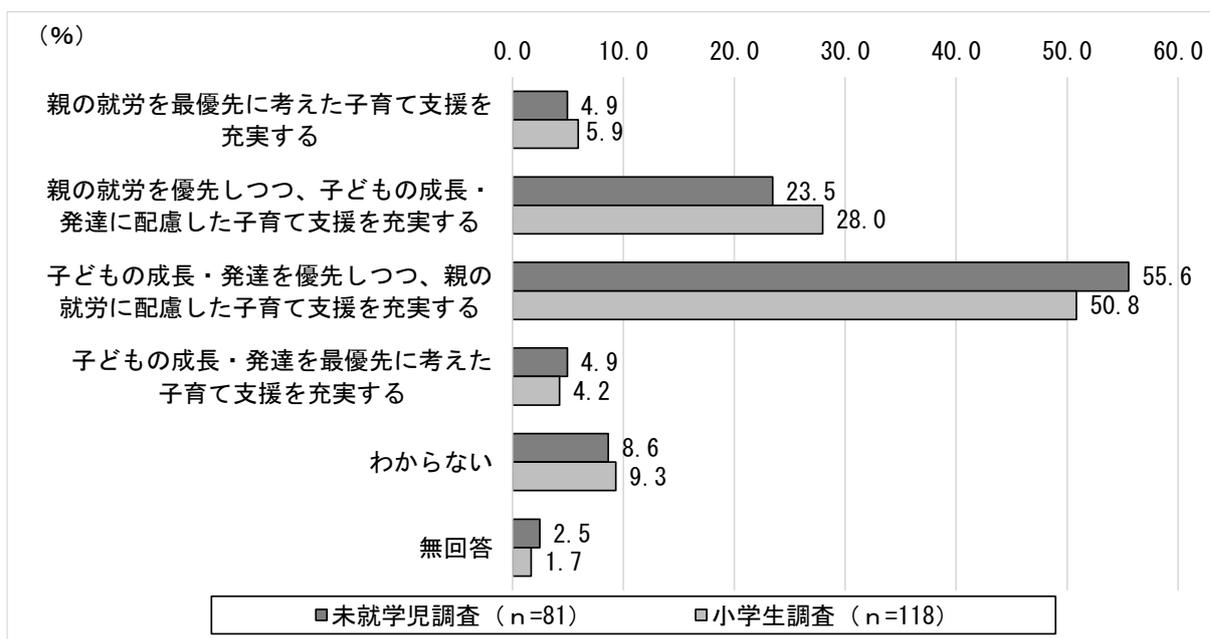


母親の就労状況について、未就学児・小学生ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が最も高く、それぞれ39.5%、51.7%となっています。

また、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が未就学児・小学生ともに38%程度みられます。



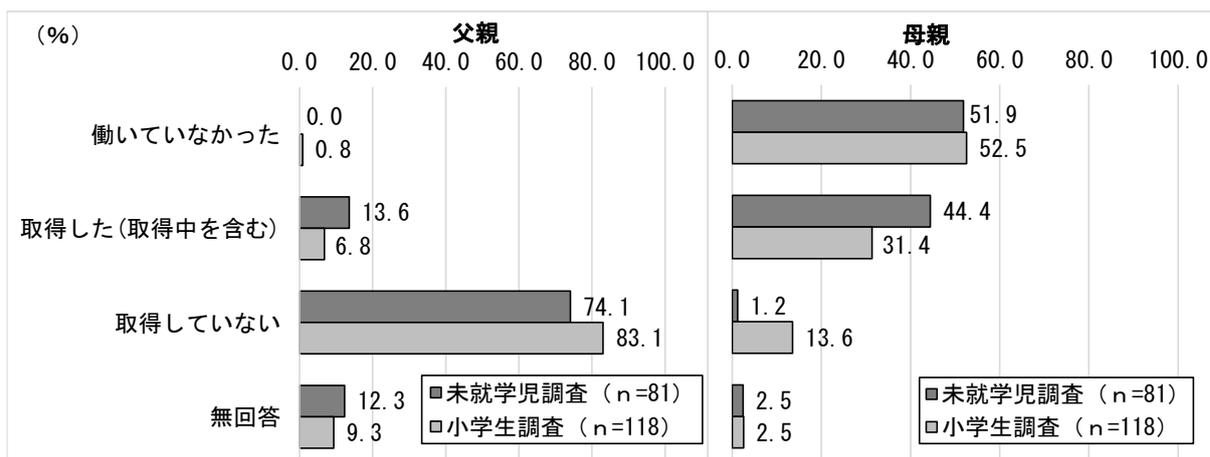
仕事と子育ての両立支援の充実に向けて町がすべき考え方について、未就学児・小学生ともに「子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援を充実する」の割合が最も高く、それぞれ 55.6%、50.8%と半数以上となっています。



父親の育児休業の取得状況について、未就学児・小学生ともに「取得していない」の割合が最も高く、それぞれ 74.1%、83.1%となっています。

母親の育児休業の取得状況について、未就学児・小学生ともに「働いていなかった」の割合が最も高く、それぞれ 51.9%、52.5%となっています。

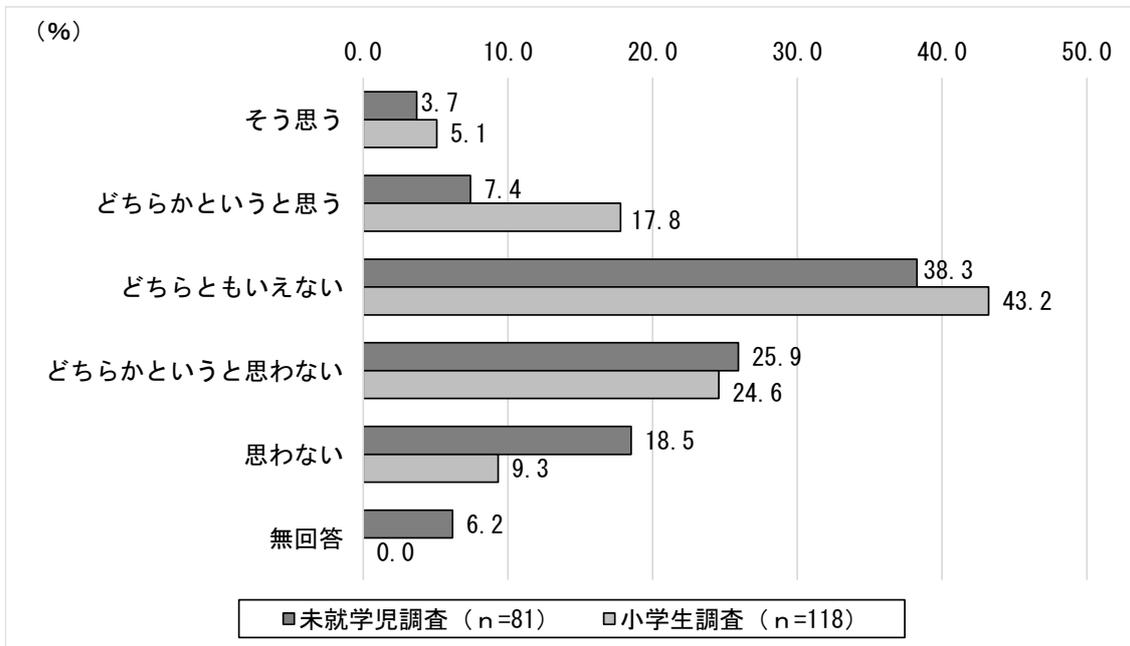
父親と母親の取得状況を比較すると、「取得した（取得中を含む）」の割合が未就学児では3倍以上、小学生では4.5倍以上の差がみられます。



③地域の子育て環境について（未就学児・小学生共通）

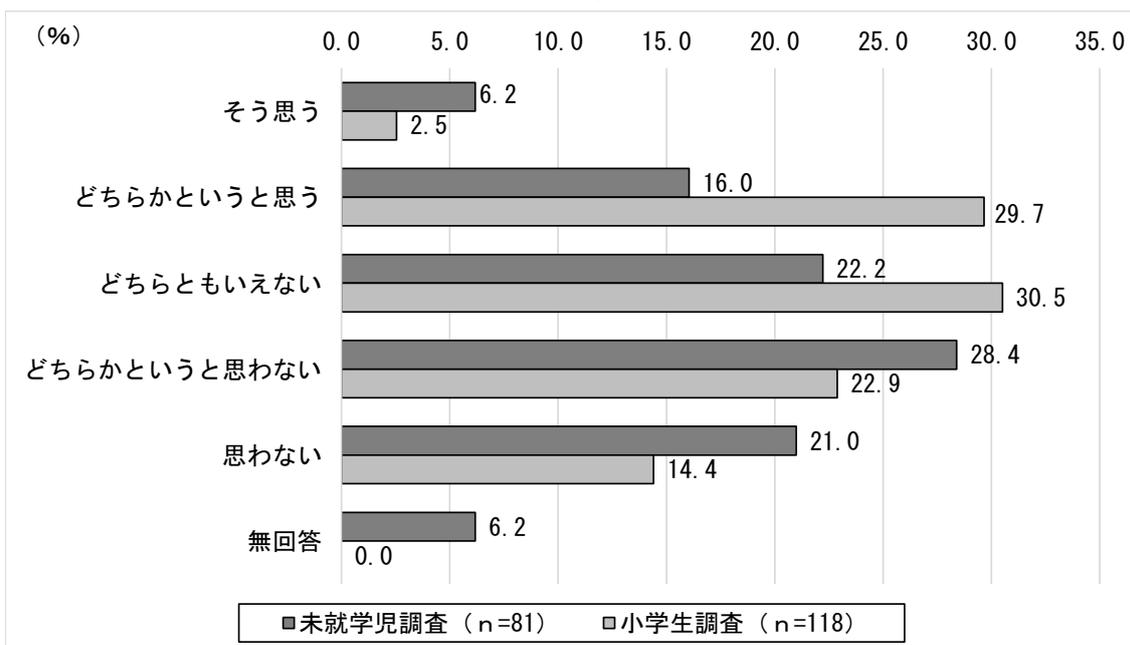
地域の防犯活動は活発であるかについて、未就学児・小学生ともに「どちらともいえない」の割合が最も高く、それぞれ38.3%、43.2%となっています。

また、「どちらかというと思わない」と「思わない」を合わせた割合は、未就学児で44.4%、小学生で33.9%と比較的高くなっています



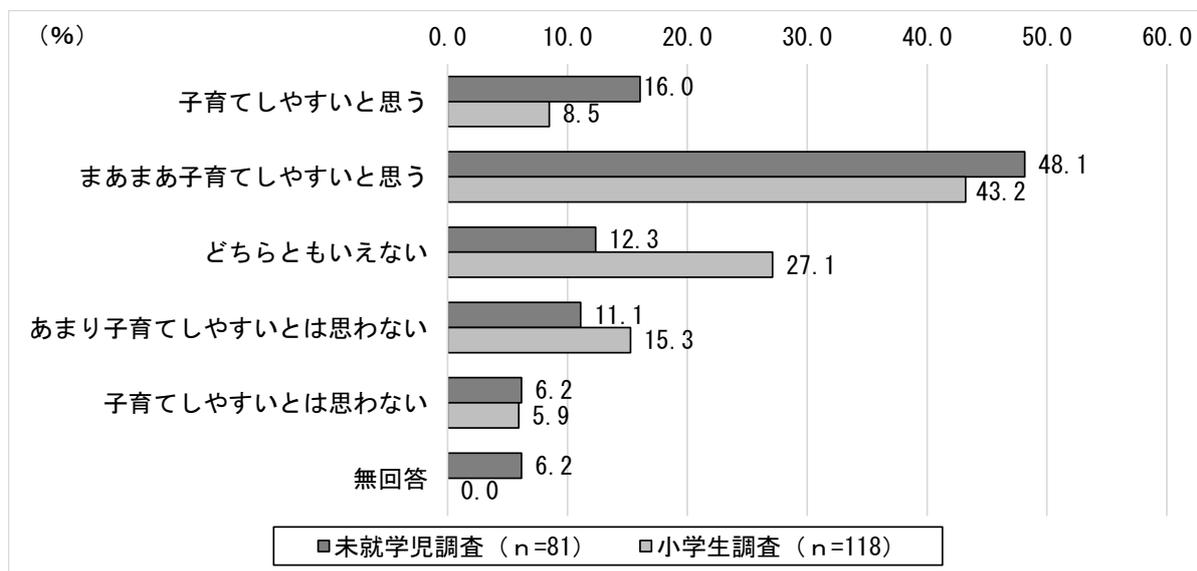
親子が安心して外出できる環境であるかについて、未就学児では「どちらかというと思わない」、小学生では「どちらともいえない」の割合が最も高くなっています。

また、「どちらかというと思わない」と「思わない」を合わせた割合は、未就学児で49.4%、小学生で37.3%と比較的高くなっています。

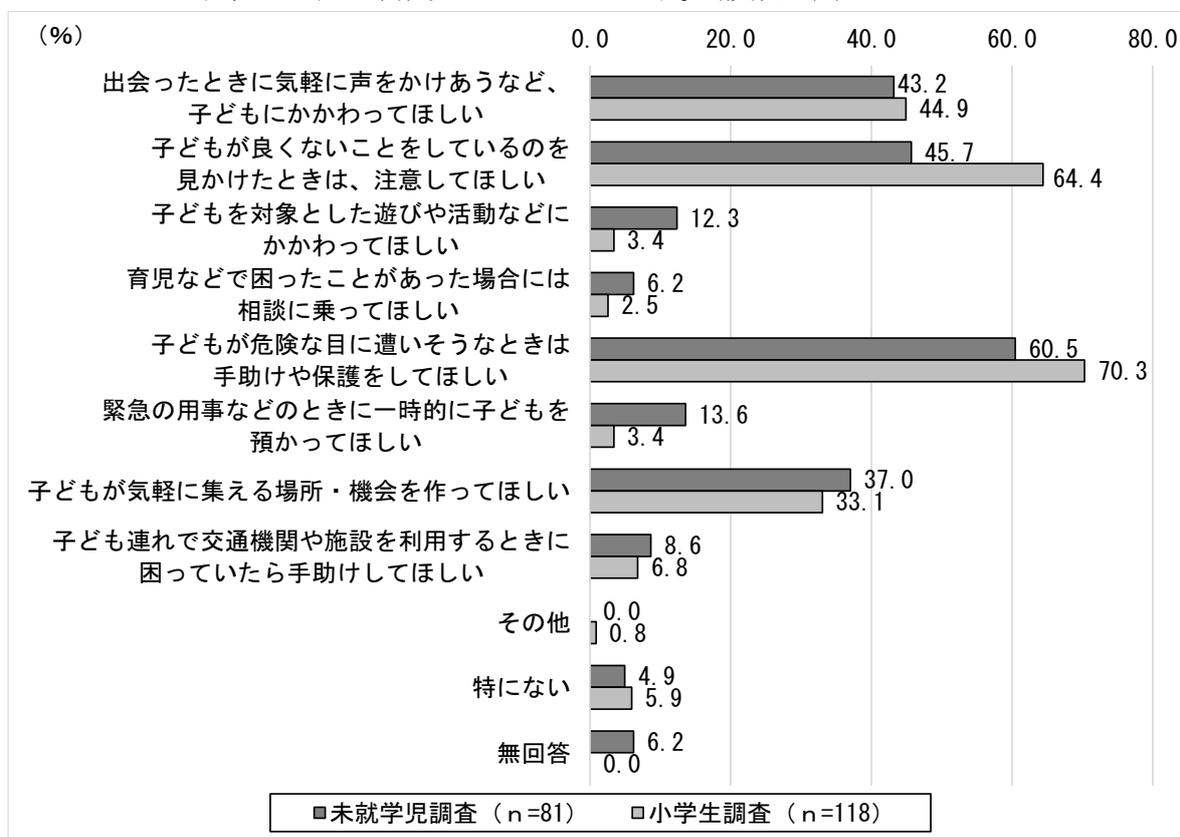


居住地区の子育て環境について、未就学児・小学生ともに「まあまあ子育てしやすいと思う」の割合が最も高く、それぞれ48.1%、43.2%となっています。

また、「あまり子育てしやすいとは思わない」と「子育てしやすいとは思わない」を合わせた割合は、未就学児で17.3%、小学生で21.2%となっています。



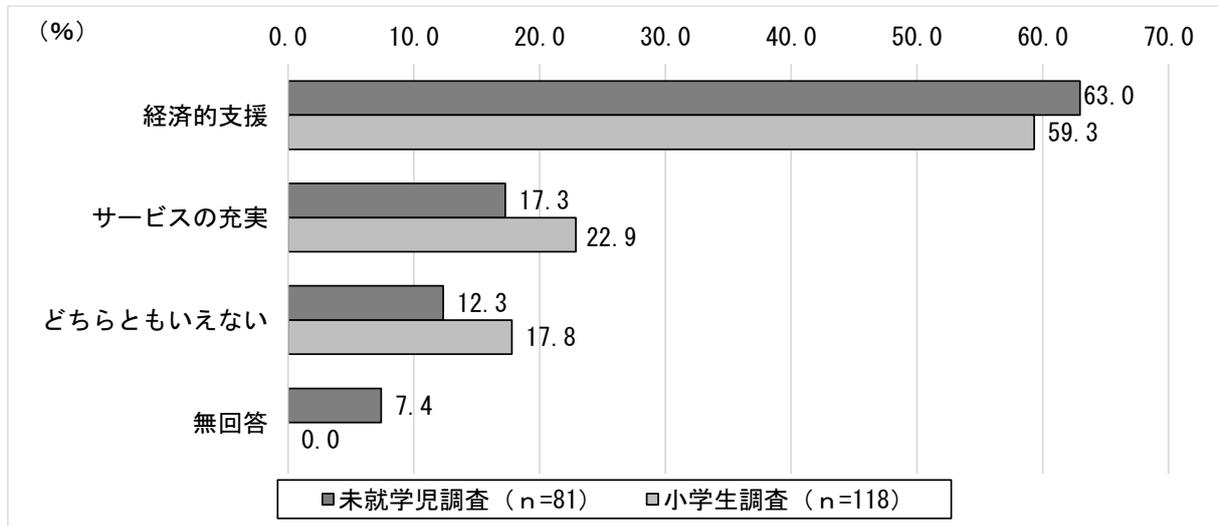
子育てをする上で近所や地域に期待する関わりについて、未就学児・小学生ともに「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」の割合が最も高く、それぞれ60.5%、70.3%と半数以上となっています。(複数回答)



④今後の町の取り組みについて（未就学児・小学生共通）

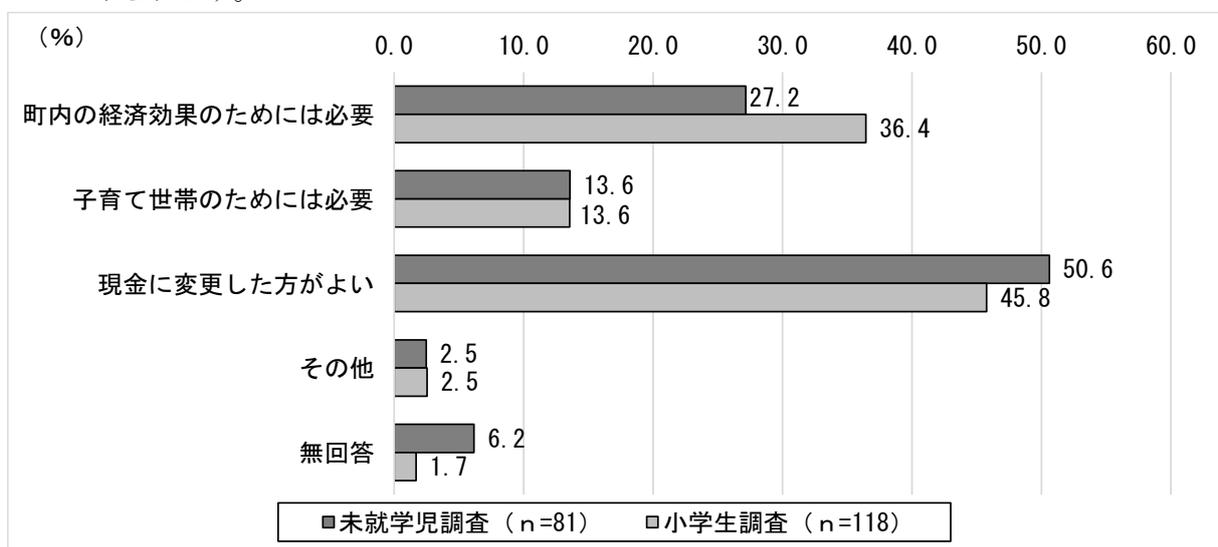
今後の町の子育て支援施策として重要なものについて、未就学児・小学生ともに「経済的支援」の割合が最も高く、それぞれ63.0%、59.3%と半数以上となっています。

また、「サービスの充実」の割合が、未就学児で17.3%、小学生で22.9%みられます。



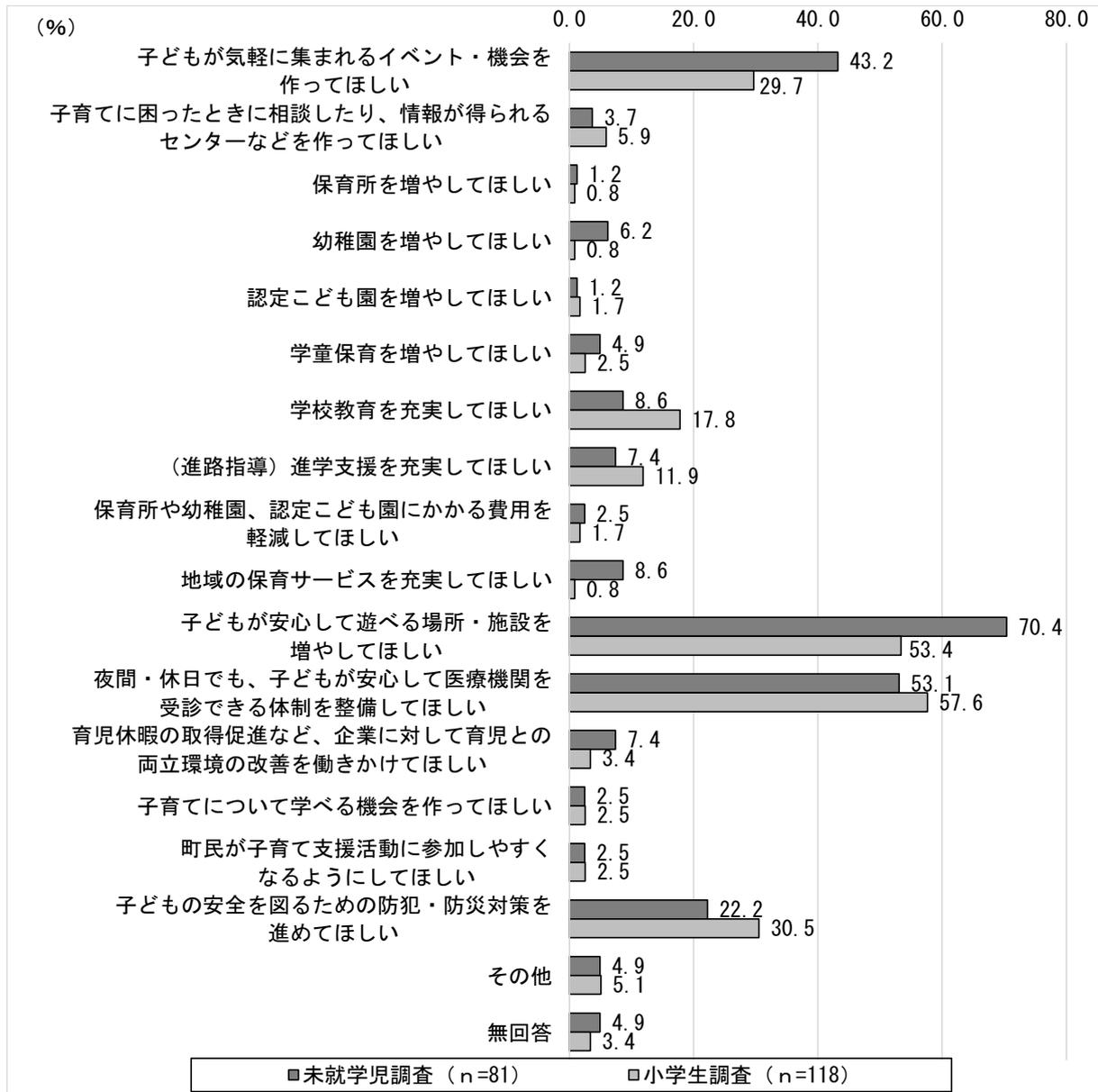
伊方町が実施している「地域商品券」について、未就学児・小学生ともに「現金に変更した方がよい」の割合が最も高く、それぞれ50.6%、45.8%となっています。

また、「町内の経済効果のためには必要」の割合が、未就学児で27.2%、小学生で36.4%みられます。



期待する町の子育て支援について、未就学児では「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」、小学生では「夜間・休日でも、子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」の割合が最も高くなっています。

また、「子どもが気軽に集まれるイベント・機会を作ってほしい」、「子どもの安全を図るための防犯・防災対策を進めてほしい」の割合も比較的高くなっています。(複数回答)



3 子ども・子育て支援事業の実施状況

「伊方町子ども・子育て支援事業計画」（第2期計画）に記載されている子ども・子育て支援事業の実施状況は以下のとおりです。

(1) 教育・保育事業（子ども・子育て支援給付）

① 1号認定（幼稚園、認定こども園）

1号認定の実績値は、2～6人の範囲内で推移しており、令和6年度に2人となっています。なお、伊方町内の教育・保育事業施設は保育所のみのため、実績値は全て町外の施設利用者数となっています。

計画値実績値を比較すると、令和5年度に計画値を上回っていましたが、令和6年度に計画値を下回る実績値となっています。

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員	人	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設（町内）	0	0	0	0	0
計画値（量の見込み）	人	4	3	3	3	3
実績値（利用者数）	人	4	3	3	6	2
	町内利用者	0	0	0	0	0
	町外利用者	0	0	0	0	0
	町外施設利用者	4	3	3	6	2
実績値－計画値	人	0	0	0	3	△ 1
定員－実績値	人	△ 4	△ 3	△ 3	△ 6	△ 2

② 2号認定（保育所、認定こども園）

2号認定の実績値は、減少傾向が続き、令和6年度に70人となっています。

実績値と計画値を比較すると、令和3年度・令和4年度は計画値を上回っていましたが、令和5年度に14人、令和6年度に24人計画値を下回っています。

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員	人	197	197	197	197	197
	特定教育・保育施設（町内）	197	197	197	197	197
計画値（量の見込み）	人	106	98	86	88	94
実績値（利用者数）	人	106	99	88	74	70
	町内利用者	106	98	85	71	67
	町外利用者	0	1	2	1	1
	町外施設利用者	0	0	1	2	2
実績値－計画値	人	0	1	2	△ 14	△ 24
定員－実績値	人	91	98	109	123	127

③ 3号認定0歳児（保育所、認定こども園）

3号認定（0歳児）の実績値は、令和2年度から令和5年度にかけて1～4人の範囲内で推移しており、令和6年度には0人となっています。

実績値と計画値を比較すると、各年度で計画値を6人以上下回る実績値となっています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員	人	12	12	12	12	12
	特定教育・保育施設（町内）	12	12	12	12	12
計画値（量の見込み）	人	12	10	10	10	9
実績値（利用者数）	人	4	1	4	2	0
	町内利用者	4	1	4	2	0
	町外利用者	0	0	0	0	0
	町外施設利用者	0	0	0	0	0
実績値－計画値	人	△ 8	△ 9	△ 6	△ 8	△ 9
定員－実績値	人	8	11	8	10	12

なお、0歳児の保育利用は、育児休業からの復帰により年度途中から増加しており、最も多い令和4年度には12人の利用実績がみられます。（令和6年度は11月1日時点）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
（参考）年度末の利用者数	人	8	8 うち、 町外施設1	12 うち、 町外施設2	9	6

④ 3号認定1、2歳児（保育所、認定こども園）

3号認定（1、2歳児）の実績値は、減少傾向が続き、令和6年度に32人となっています。

実績値と計画値を比較すると、令和4年度以降に計画値を下回る実績値となっています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員	人	76	76	76	76	76
	特定教育・保育施設（町内）	76	76	76	76	76
計画値（量の見込み）		36	40	39	37	36
実績値（利用者数）【合計】		48	48	38	36	32
実績値（利用者数）【1歳児】	人	25	18	17	16	16
	町内利用者	24	18	15	16	16
	町外利用者	0	0	1	0	0
	町外施設利用者	1	0	1	0	0
実績値（利用者数）【2歳児】	人	23	30	21	20	16
	町内利用者	22	29	20	18	16
	町外利用者	1	0	1	1	0
	町外施設利用者	0	1	0	1	0
実績値－計画値	人	12	8	△ 1	△ 1	△ 4
定員－実績値	人	28	28	38	40	44

なお、1歳児の保育利用は、年度途中からの保育利用がみられ、最も多い令和2年度には28人の利用実績がみられます。また、年度末の利用者数も、令和5年度までは減少傾向が続いていましたが、令和6年度には増加が見込まれます。(令和6年度は11月1日時点)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(参考) 年度末の利用者数	人	28 うち、 町外施設1	20	19 うち、 町外施設1	12	19

さらに、2歳児の保育利用も年度途中からの保育利用がみられ、最も多い令和3年度には28人の利用実績がみられます。また、年度末の利用者数は令和3年度をピークに減少傾向がみられます。(令和6年度は11月1日時点)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(参考) 年度末の利用者数	人	24	28 うち、 町外施設1	22	20 うち、 町外施設1	18

0歳から2歳までの利用定員と利用者数を比較すると、各年度とも定員の範囲内の利用者数となっています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳児 定員	人	88	88	88	88	88
0～2歳児 利用者数 計	人	52	49	42	38	32
定員－実績値	人	36	39	46	50	56

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

利用者支援事業は、計画どおり役場窓口で実施しています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	か所	1	1	1	1	1
実績値	か所	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、増加傾向が続き、令和5年度に3,460人日となっています。

実績値と計画値を比較すると、令和2年度から令和4年度にかけて計画値を下回っていましたが、令和5年度には計画値を上回る実績値となっています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	人日	3,384	3,600	3,492	3,336	3,192
実績値	人日	1,120	1,545	2,118	3,460	(実施中)
	か所	3	3	3	3	3
実績値－計画値	人日	△ 2,264	△ 2,055	△ 1,374	124	

③妊婦健診事業

妊婦健診事業は、令和2年度から令和4年度にかけて増加傾向が続いていましたが、減少に転じ、令和5年度に28人となっています。

実績値と計画値を比較すると、出生者数が計画値を下回っていることにより、令和4年度を除き、各年度で計画値を下回る実績値となっています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	人	43	42	40	38	36
実績値	人	34	35	41	28	(実施中)
実績値－計画値	人	△ 9	△ 7	1	△ 10	

④乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、令和3年度以降減少傾向が続き、令和5年度に20人となっています。

実績値と計画値を比較すると、出生者数が計画値を下回っていることにより、各年度とも計画値を下回る実績値となっています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	人	34	33	32	30	29
実績値	人	25	26	23	20	(実施中)
実績値－計画値	人	△ 9	△ 7	△ 9	△ 10	

⑤養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、令和4年までは2人、令和5年度には3人となっています。
実績値と計画値を比較すると、各年度とも計画値を上回る実績値となっています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	人	1	1	1	1	1
実績値	人	2	2	2	3	(実施中)
実績値－計画値	人	1	1	1	2	

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、確保の方策を0人とし、利用実績は0人となっています。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター：就学後）

子育て援助活動支援事業は、確保の方策を0人とし、利用実績は0人となっています。

⑧一時預かり事業（幼稚園在園児以外）

幼稚園在園児以外の一時的預かり事業は、令和4年度を除き、各年度で半数以上の利用者がみられ、令和5年度に50人日となっています。

実績値と計画値を比較すると、令和4年度に計画値を下回っていましたが、その他の年度で計画値を上回る実績値となっています。

また、令和3年度に実施か所が1か所増加しています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	人日	35	35	32	32	32
実績値	人日	77	79	16	50	(実施中)
	か所	1	2	2	2	2
実績値－計画値	人日	42	44	△ 16	18	

⑨時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業（延長保育）は、減少傾向が続き、令和5年度に37人となっています。

実績値と計画値を比較すると、各年度とも計画値を20人以上上回る実績値となっています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	人日/年	16	16	16	14	16
実績値	人日/年	45	41	38	37	(実施中)
実績値－計画値	人日/年	29	25	22	23	

⑩病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、確保の方策を0人とし、利用実績は0人となっています。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業は、令和3年度以降100人を下回り、令和6年度に72人（見込み）となっています。

このうち、低学年は60～90人、高学年は9～12人の範囲内で推移しています。

実績値と計画値を比較すると、各年度とも計画値を上回る実績値となっています。

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画値	人	80	71	70	61	55
	低学年	74	65	64	55	50
	高学年	6	6	6	6	5
実績値	人	102	86	93	93	(見込み) 72
	低学年	90	77	81	81	63
	高学年	12	9	12	12	9
	実施か所	か所	5	5	5	5
実績値－計画値		人	22	15	23	32
		人	22	15	23	32
		人	22	15	23	32

⑫多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、放課後等デイサービス事業所として実績がみられます。

4 子ども・子育て支援関連施策の実施状況

次世代育成支援対策推進法に関連する子ども・子育て支援関連施策の実施状況について、以下のとおり整理します。

目標1 地域における子育ての支援

施策分類	施策1 子育て支援の充実
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭での子育てへの支援 ●子育て交流広場（スマイルルーム）の充実 ●母親クラブへの活動支援 ●児童手当の支給 ●子ども医療費助成の充実 ●出産祝い金等の支給 ●就学援助事業 ●子ども・子育て応援券の交付
実施状況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭での子育てへの支援については、家庭で子育てをしている保護者の不安や負担感を軽減できるよう、保健師による相談等を実施しています。 ●子育て交流広場（スマイルルーム）の充実については、コロナ禍では縮小しての実施となりましたが、令和5年度から午後も開所し、子育て家庭同士の交流や情報交換、子育てに関する相談対応等を実施しています。 ●子ども医療費助成の充実については、令和3年度から対象を高校生に拡大しています。 ●就学援助事業については、毎年度、援助を希望する保護者へ支給を行っていますが、物価高騰や必要経費・支給対象世帯の増加等により、支給額も年々増額しています。

施策分類	施策2 保育サービス等の充実
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●保育の充実 ●3歳未満時の保育料の無償化 ●保育所の統廃合 ●一時預かり事業の充実 ●放課後児童クラブの充実
実施状況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●保育の充実については、待機児童が発生しないよう、最大限の配慮を行い、ニーズの対応に努めています。 ●保育所の統廃合については、令和5年度に伊方町保育所統廃合検討委員会を開催し、提言書を策定し、令和6年度以降の保育所統廃合計画を取りまとめています。 ●一時預かり事業の充実については、令和3年度に大久保育所で一時預かり事業を開始しています。また、令和5年度から月当たりの利用日数を一律10日間に拡大しています。

施策分類	施策3 家族ぐるみ、地域ぐるみの子育て意識の醸成
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●婚活の支援 ●結婚祝い金の支給 ●「親育ち」の促進 ●子育て意識、子育て家庭への支援意識の啓発 ●ボランティア活動の活性化
実施状況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●婚活の支援については、えひめ結婚支援センターと連携し、愛結び（月に一度、1対1でお見合いをする事業）の開催や年に一度の婚活イベントを実施しています。 ●「親育ち」の促進については、妊娠届時や妊娠8か月時にアンケートを実施し、啓発や情報発信を実施しています。

目標2 保健・医療体制の充実

施策分類	施策1 母子の健康の保持・増進
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳の交付 ●妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査の受診勧奨 ●妊婦相談の充実 ●妊婦訪問指導の推進 ●赤ちゃん訪問の推進(乳児家庭全戸訪問事業) ●乳幼児相談の充実 ●乳幼児健康診査の実施 ●養育支援訪問事業 ●不妊治療費の助成 ●妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発 ●相談体制の充実
実施状況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳の交付については、手帳交付時に保健師が面談を行い、母子保健事業の説明や相談を実施しています。 ●乳幼児健康診査の実施については、1歳6か月、3歳、5歳の各段階において健康診査を実施し、健康状態や発達状況を確認し、子育て支援につなげています。 ●養育支援訪問事業については、必要な家庭に対して保健師の訪問、産後ケア事業の利用等により対応を行い支援しています。
施策分類	施策2 「食育」の推進
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児栄養指導の推進 ●親子クッキング教室、クッキング教室の開催 ●保育所食育教室の開催
実施状況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児栄養指導の推進について、乳児相談や1歳6か月健診、3歳児健診、5歳児健診等で栄養士による啓発・指導を行っています。 ●保育所食育教室の開催について、保育所児童と保護者を対象に、「食育」について親子で体験する機会を提供しています。 ●親子クッキング教室については、小学5年生とその保護者、中学生を対象に健康づくりのための食事について、講話と調理実習を実施しています。
施策分類	施策3 思春期保健対策の充実
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●性や生命の尊重に基づく性教育の推進 ●健康を脅かす問題についての啓発 ●児童・生徒の虫歯予防 ●フッ素洗口普及事業
実施状況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒の虫歯予防について、歯磨き教室を実施しています。 ●フッ素洗口普及事業について、令和2～5年度は町内の小学校3校で実施し、令和6年度から新たに小学校1校が実施しています。今後、小学校は令和7年度から全小学校、中学校は令和8年度から全中学校で実施します。
施策分類	施策4 小児医療の充実
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な小児医療の確保 ●小児救急医療体制の充実 ●予防医療・保健の推進
実施状況・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な小児医療の確保について、身近なかかりつけ医の普及、健康相談及び保健指導等を実施し、小児医療の確保に努めています。 ●小児救急医療体制の充実について、町HP等で小児在宅当番医の診療時間等を周知し、町民の健康維持に努めていますが、小児科医が不足し、小児在宅当番医制の維持が困難な状況となっています。

目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策分類	施策1 次代の親の育成
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●人権意識を培う教育の推進 ●男女平等、男女の相互理解や協力に関する意識啓発 ●家庭教育の促進 ●福祉関係施設での体験的学習の推進 ●中学生の職場体験、小・中学生の地域との交流の推進
実施状況 ・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●男女平等、男女の相互理解や協力に関する意識啓発について、第2次男女共同参画基本計画に基づき、ひめボス宣言基本認証を取得しています。 ●家庭教育の促進について、学習会実施の機会を提供し、教育の促進に努めています。 ●小・中学生の地域との交流の推進について、地域をフィールドとした授業の推進や地域と合同の文化祭・運動会の実施など、地域との交流の促進に努めています。

施策分類	施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の充実
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">●総合的な幼児教育の推進 <li style="width: 50%;">●国際理解教育の推進 <li style="width: 50%;">●教育活動指導員による教育の推進 <li style="width: 50%;">●教職員の研修会の実施、研修機会の充実 <li style="width: 50%;">●環境教育・情報教育の推進 <li style="width: 50%;">●子どもに対する相談、指導体制の充実
実施状況 ・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●教育活動指導員による教育の推進について、各教育活動指導員は教師を支援し、分かる授業の推進に努めています。 ●環境教育・情報教育の推進について、太陽光発電を実施した学校では、玄関に発電量等を見ることができるモニターを設置しています。また、情報教育では、一人一台の端末の活用や、電子黒板・プログラミング機材を活用した授業を実施しています。 ●国際理解教育の推進について、公民館事業でC I R（国際交流員）やA L Tを活用し、小学生を対象とした英語教室などを実施しています。

施策分類	施策3 家庭や地域の教育力の向上
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">●家庭教育の支援 <li style="width: 50%;">●インターネットやスマートフォンの <li style="width: 50%;">●ふるさと教育の推進 <li style="width: 50%;">安全な使用の促進
実施状況 ・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭教育の支援について、子育て交流広場（スマイルルーム）や保育所での相談等を通じて、家庭教育の支援に努めています。 ●ふるさと教育の推進について、博物館において、地域に関する様々な資料を展示し、地域について子ども達が学ぶ環境を整備しています。 ●インターネットやスマートフォンの安全な使用の促進について、児童・生徒、保護者に学校を通してSNS等の危険性を周知しています。また、教育委員会としてフィルタリングを活用し、危険性のある事項の把握に努めています。

目標4 安全・安心のまちづくり

施策分類	施策1 安心して外出できる環境の整備
関連事業	●住民の交通の利便性の確保 ●交通安全施設等整備事業の推進 ●公共施設のバリアフリー化の推進 ●チャイルドシートの購入補助
実施状況 ・課題等	●住民の交通の利便性の確保について、巡回バス16台（内スクールバス10台）により、町内各集落から役場や診療所、スーパー等を結ぶ巡回バスを運行しています。また、令和5年度の1日平均利用者数は80.5人であり、年々利用者数が増加傾向にあります。 ●交通安全施設等整備事業の推進について、町内で修繕要望のあった箇所の整備を実施しています。また、新入学児童へのランドセルカバー及び腕章の配付、保育所児童交通災害共済加入補助を実施しています。

施策分類	施策2 防犯・防災対策の推進
関連事業	●防犯活動の促進 ●防災教育・防災対策の推進 ●地域ぐるみの防災体制の構築
実施状況 ・課題等	●防犯活動の促進について、街頭指導、交通茶屋を実施し啓発活動を実施しているほか、不審者情報の情報提供などに努めています。 ●防災教育・防災対策の推進について、小中学校において、自然災害発生時に児童・生徒の安全を確保するための体制整備・充実に努めています。

目標5 仕事と家庭・地域生活の両立支援

施策分類	施策1 男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進
関連事業	●ワーク・ライフ・バランスについての啓発 ●「働き方改革」の促進
実施状況 ・課題等	●ワーク・ライフ・バランスについての啓発は、ポスター掲示やパンフレット設置による啓発活動を実施しているものの、広報誌やHPによる周知が不十分な状況となっています。 ●町の取り組みとして、「働き方改革」の促進について、時間外勤務の実績を公表し、特定の職員が負担とならないよう業務分担等の見直しに関する周知を行っています。

施策分類	施策2 子育てとの両立支援
関連事業	●育児休業制度等の周知や利用促進の啓発 ●保育所サービス等の充実
実施状況 ・課題等	●保育所サービス等の充実について、保育所におけるサービスや放課後児童クラブ、子どもの居場所づくりの充実に努めています。

施策分類	施策3 男性の家庭生活への参画促進
関連事業	●啓発・広報活動の推進 ●男性の家庭生活参画促進のための教室の開催
実施状況 ・課題等	●男性の家庭生活参画促進のために健康講座や料理教室を開催しています。

目標6 援助が必要な家庭へのきめ細やかな支援

施策分類	施策1 児童虐待防止対策及び対応の充実
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待に関する啓発活動の推進 ●DV等の防止に向けた、意識啓発の推進 ●伊方町要保護児童対策地域協議会の活動促進 ●保育所や学校、家庭訪問等を通じた把握 ●児童虐待への対応
実施状況 ・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●伊方町要保護児童対策地域協議会の活動促進について、必要に応じた個別ケース検討会議は開催しましたが、伊方町要保護児童対策地域協議会は未実施となっています。 ●児童虐待への対応について、内容に応じて愛媛県福祉総合支援センター等関係機関との連携を図るとともに、個別にケース会議を開催するなど、児童の安全の確認・確保や保護者への心のケアなどに努めています。

施策分類	施策2 ひとり親家庭、貧困家庭の自立支援の推進
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●相談対応の充実 ●就労等自立支援の推進 ●経済的負担の軽減 ●ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進 ●貧困家庭の把握 ●生活困窮世帯の子どもの生活支援
実施状況 ・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●相談対応の充実について、ケースに応じた対応ができるよう関係機関との連携に努めています。 ●経済的負担の軽減について、対象者に対し、医療費の助成や愛媛県と連携し児童扶養手当を支給しています。 ●貧困家庭の把握について、子どもの行動や服装等様々な視点から家庭の貧困状況を把握し、本人や家族に配慮しながら実態の把握を実施しています。

施策分類	施策3 障がいのある児童や家庭への支援の充実
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児保育事業の推進 ●特別支援教育支援員設置事業の推進 ●特別支援連携協議会の開催 ●研修会等の開催 ●障害児福祉サービス等の提供 ●地域生活支援事業の推進
実施状況 ・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育支援員設置事業の推進について、令和6年度は小学校6名、中学校1名の支援員を配置し、配慮を要する児童生徒の学校生活支援を実施しています。また、支援員のスキルアップを図るため、講師を招いて支援員研修会を実施しています。 ●各学校で配慮を要する児童生徒の個別の指導計画及び支援計画を作成し、切れ目のない支援の充実を図っています。特別支援連携協議会については、現在開催に向けて準備を進めています。 ●障害児福祉サービス等の提供について、サービスニーズに応じた提供に努めているほか、令和6年度に町内に障害児通所支援施設を開設し、障がい児の早期療育実現に努めています。

5 子ども・子育て支援に向けた課題

(1) 統計データからみえる課題

- 平成31年以降、年少人口（0-14歳）、生産年齢人口（15-64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分全体で減少が続いています。
- 子どものいる世帯数は、平成12年から令和2年の20年間で18歳未満のいる世帯では713世帯（63.4%）、6歳未満のいる世帯では286世帯（67.6%）減少しており、子育て世帯の孤立化防止や伊方町への移住を促進する必要があります。
- 婚姻件数は、平成28年の34件をピークに減少しており、令和4年は17件と直近8年間で最も少ない件数となっているため、若い世代が結婚し町内に定住するための環境整備を推進する必要があります。
- 女性の就業率は、25-29歳から40-44歳にかけて令和2年が平成27年を上回っており、結婚や出産、育児に当たる年齢層で働いている女性が増加しており、家庭と仕事を両立させる支援が必要です。

(2) ニーズ調査結果の概要

- 日頃子どもの面倒をみてもらえる親族・知人の有無について、「みてくれる人はいない」が未就学児で4.9%、小学生で11.0%みられ、頼る人がいない保護者や養育者に対して、日常的・緊急時間問わず子どもをみてもらえるような環境を整備する必要があります。
- 仕事と子育ての両立支援の充実に向けて町がすべき考え方として、未就学児・小学生ともに「子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援を充実する」の割合が最も高く、保護者のニーズに沿った仕事と子育ての両立支援に努める必要があります。
- 父親の育児休業の取得状況について、未就学児・小学生ともに「取得していない」が半数以上となっており、父親の育児休業取得の増加を目指し、制度の周知や利用促進の啓発を行う必要があります。
- 親子が安心して外出できる環境であるかについて、「どちらかというと思わない」と「思わない」を合わせた割合は、未就学児で49.4%、小学生で37.3%と比較的高く、子育て世帯が安心して外出できる環境整備の促進に努める必要があります。
- 今後の町の子育て支援施策として重要なものについて、未就学児・小学生ともに「経済的支援」が半数以上となっており、経済的な不安を抱えている保護者に対しての支援を行う必要があります。

(3) 子ども・子育て支援事業の実施状況

- 町外の幼稚園や認定こども園の利用者数は、2～6人の範囲内となっています。
- 地域子育て支援拠点事業は、年々利用者数が増加しており、令和5年度は計画値を上回る実績値となっているため、ニーズに合わせた実施体制の整備が必要です。
- 養育支援訪問事業は、各年度とも計画値を上回る実績値となっており、増加傾向がみられるため、実態に即した体制整備が必要です。
- 時間外保育事業は、利用者数の減少傾向がみられるものの、一定のニーズがみられることから、保護者のニーズに合わせた実施体制の維持・充実が必要です。

(4) 子ども・子育て支援関連施策の実施状況

- 子育て意識、子育て家庭への支援意識の啓発について、民生委員・児童委員に情報提供等を行い支援意識の啓発に努めましたが、地域全体に子育て意識、子育て家庭への支援意識の啓発を行う必要があります。
- クッキング教室について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の予防対策のため実施することはできませんでしたが、事態の収束に伴い実施校を増やし、令和5年度は7校で実施しています。
- フッ素洗口普及事業について、令和2～5年度に小学校3校、令和6年度に新たに1校で実施していますが、町内全ての小中学校での実施を目標に取り組む必要があります。
- 身近な小児医療の確保について、身近なかかりつけ医の普及や健康相談及び保健指導等を実施し、小児医療の確保に努めましたが、かかりつけ医の必要性や適切な救急受診等に関する普及啓発に継続して取り組む必要があります。
- ワーク・ライフ・バランスについての啓発は、ポスター掲示やパンフレット設置による啓発活動を実施していますが、広報誌やホームページによる周知ができていないため、それらを活用した啓発に取り組む必要があります。
- 「働き方改革」の促進について、商工会へ情報共有やチラシ・パンフレット設置による情報共有を行っていますが、事業所への周知がどこまでできているのか把握できていないため、広報誌やホームページを活用し、より多くの町内事業所に情報を共有する必要があります。
- 伊方町要保護児童対策地域協議会の活動促進について、協議会を開催し、児童虐待防止のために関係機関や関係団体と連携し、要保護児童の早期発見や適切な保護を図る体制を構築する必要があります。
- 特別支援教育支援員設置事業の推進について、年に3回開催している教育支援委員会で支援員の配置決定を行っていますが、人員不足により、児童生徒数に対して配置人数が少ない状況が続いており、人員確保に努める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、これまでの「伊方町子ども・子育て支援事業計画」（第2期計画）の基本理念である『子』と『親』がともに笑顔で育つまち」の方向性を維持しながら、子育て世帯が減少していく中、地域全体で「子育て」と「親育ち」を進めていくため、以下の基本理念を定めるものとします。

地域の中で、親子が笑顔で育つまち

～地域ぐるみで子育て中の家族が心豊かに生きる喜びを分かち合う まちづくり～

2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の基本目標を掲げます。

包括的な子育て支援施策の推進のため、「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」を基本とし、以下の6項目を施策展開の柱となる基本目標として設定します。

なお、「子ども・子育て支援法」において、設定が定められている量の見込み及び確保の方策については、第5章において設定するものとします。

目標1 地域における子育ての支援

地域社会で安心して子育てをできるよう、保護者のニーズや子育て意識の変化、社会情勢の変化に応じた事業を進め、多様な子育て支援のあり方について随時検討し、充実や体制整備に努めます。

また、家庭は子育ての中心となることから、保護者が家庭の中で悩みや不安を抱えたまま孤立しないよう、保護者同士の交流の場の提供や保健師等による訪問・相談活動を推進します。さらに、地域社会においても、地域の将来を支える子どもを育てることについて、理解を深め、地域全体で子どもと子育て家庭を支援する環境づくりを目指します。

併せて、保護者の就労形態やニーズの変化に対応するとともに、子どもの健全育成に向けたサービスを推進します。

目標2 保健・医療体制の充実

子どもが健康的に生活できるよう、健康の維持に向けた保健活動や良質な食生活の推進、成長とともに変化する身体や心の健全育成のための健全育成等について、年齢や家族の生活状況に応じた支援を行います。また、子どもの健康だけではなく、ともに生活し成長する家族の心身のサポートにも努めます。

さらに、子どもの健康維持に必要な小児医療体制の維持・確保に努めます。

目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

地域の子どもは地域の将来を支え成長させる貴重な担い手です。その子どもが健全に成長できるよう、家庭や地域・学校が連携して、人権意識や「次代の親」となる意識を高めるために、人材育成の取り組みを推進します。

また、学校教育や家庭教育、地域社会における一員としての自覚を育むための多様な教育を推進します。

さらに、子ども同士のトラブルや氾濫する有害情報から身を守るための教育に努めます。

目標4 安全・安心のまちづくり

子どもや親子での外出時に安心して行動できるよう、交通安全対策や防犯対策について、ソフト・ハード両面からの整備・支援を推進します。

また、行政だけではなく、地域ぐるみの防犯体制や交通安全意識の向上等を推進します。

さらに、自然災害発生時に子どもが自らの安全を確保できるよう、防災教育の推進について検討します。

目標5 仕事と家庭・地域生活の両立支援

全国的な傾向として、ライフスタイルの多様化や、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加、長時間労働の見直しを中心とした働き方改革等の社会的な動向の変化が進んでいます。

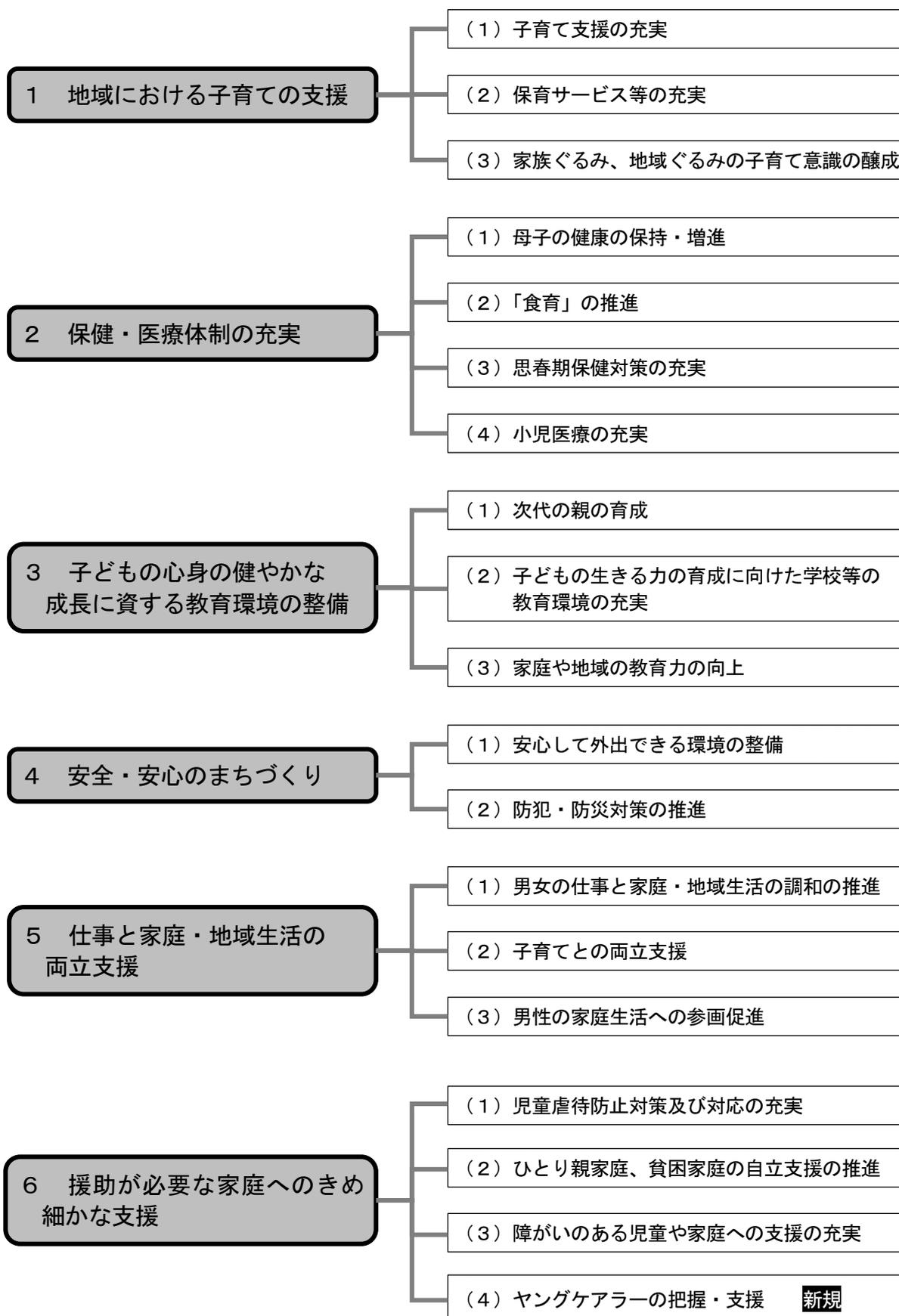
今後も、就労と家庭生活の均衡に対する意識は変化し続けると想定されることから、町の産業構造に考慮した就業環境の改善、必要な技術の導入等を促進するとともに、育児休業の取得や男性の育児参加の促進に向けた職場や地域の環境づくりを目指し、家庭と仕事の両立支援に努めます。

目標6 援助が必要な家庭へのきめ細かな支援

虐待を受けているおそれのある子どもやひとり親家庭・貧困の家庭の子ども、障がいのある子ども、ヤングケアラー等の援助が必要な子ども（要保護児童）に対して、それぞれの特徴・状況にあった対策が必要となります。また、状況によっては緊急的な対応が必要になることもあります。

このため、子どもの健康や安全等の確保を最優先に、要保護児童やその保護者、家庭の状況を的確に把握し、個々の状況に応じ、きめ細かに対応できるような連携体制や地域社会での助け合いの仕組みづくりを推進します。

3 計画の体系



第4章 子ども・子育て支援関連施策の展開

子ども・子育て支援に関連する各施策は次ページ以降に記載するとおりです。なお、本町における結婚・妊娠から高校進学までの支援は以下のとおりです。

分野	結婚・妊娠	誕生	6か月	1歳～就学前	小学生	中学生	高校生	
経済的支援	オンライン婚活助成	児童手当						
	結婚祝い金支給	児童扶養手当						
	結婚新生活支援事業	子ども医療費助成						
		ひとり親家庭医療費助成						
		出産子育て交通費助成事業						
	特定不妊治療費助成	愛顔の子育て応援券事業（第2子以降）						
	一般不妊治療費助成	出産祝い品支給事業			給食費補助（半額）		奨学金（～大学）	
	妊産婦医療費助成	出産世帯応援事業			学校行事補助金			
		出産世帯奨学金返還支援事業			学校教材費保護者負担無償化事業			
		多子世帯リフォーム等支援事業			就学援助・就学奨励費支給		高等学校等修学支援事業	
		ベビーカー購入費用助成（3歳未満）			英語検定受験料補助			
		チャイルドシート購入補助			教育振興補助事業			
		誕生日祝い金（第2子以降）			スポーツ大会参加補助金			
			在宅育児支援事業（3歳の誕生日の前月まで）					
			保育料減免（3歳未満）					
保健サービス	妊産婦健康診査	赤ちゃん訪問	乳児、1歳6か月、3歳、5歳児健診					
	妊婦歯科健康診査	予防接種						
	妊婦訪問指導							
相談・支援	婚活イベント	スマイルルーム						
	愛結び事業	不妊、妊婦、育児、子育てに関する各種相談窓口						
預ける			保育所		学童クラブ			
			UIJターン保育士支援事業					
			一時預かり		子ども英語スクール			
			保育園留学		小学生国内派遣事業	中学生海外派遣事業	高校生語学研修事業	

出典：伊方町子育てカレンダー

1 地域における子育ての支援

(1) 子育て支援の充実

伊方町では、少子高齢化の進行や子どもがいる世帯の減少がみられ、子育て家庭が不安や悩みを抱えたまま地域で孤立することがないように配慮する必要があります。

また、昨今の物価高騰などを背景に経済的に負担を抱えている子育て家庭や、今後の町の重要な支援施策として「経済的支援」を挙げている保護者が多くみられます。

そのため、地域全体で子どもや子育て家庭を応援する意識を高め、安心して子どもを産み育てることができるよう、多方面での支援の充実に努めます。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
家庭での子育てへの支援	家庭で子育てをしている保護者の不安や負担感を軽減できるよう、民生委員・児童委員や保健師等による訪問、相談活動を推進します。 また、保護者に対して、困ったときに抱え込むことなく、遠慮なく相談するよう、意識啓発に努めます。	保健福祉課 中央保健センター
児童手当の支給	高等学校修了前までの子どもがいる家庭を対象に、児童手当が支給されます。	保健福祉課
子ども医療費助成の充実	令和3年度から、助成対象を高校生まで拡大し、現在は高校生以下の児童・生徒を対象に、医療費（通院費、入院費）の助成をしています。	保健福祉課
出産世帯応援事業	産後1年以内の出産世帯における育児用品等の購入費用を支援します。	保健福祉課
出産世帯奨学金返還支援事業	出産世帯において、母子健康手帳の交付から産後1年以内の奨学金返還に要した負担額を補助します。	保健福祉課
多子世帯リフォーム等支援事業	出産により同居する18歳未満の子どもが2人以上となる世帯に対し、リフォーム、引っ越し経費を補助します。	保健福祉課
愛顔の子育て応援券事業	第2子以降に「愛顔っ子応援券」（おむつ券）を交付します。	保健福祉課
出産祝い金等の支給	子どもを養育している家庭を対象に、出産祝い金を支給します。 その後、第2子以降については、誕生日祝い金を満1歳から満6歳（義務教育就学前）までの児童、就学祝い金を義務教育就学時の児童に対して支給します。	保健福祉課

施策・事業	内容	担当課等
ベビーカー購入助成事業	ベビーカーを購入した子育て世帯を対象に、購入費用の半額を助成します。	保健福祉課
在宅育児支援事業	生後6か月以降から3歳の誕生日前日までの乳幼児を保育所等に預けず家庭保育を実施している家庭への補助を行います。	保健福祉課
子育て交流広場（スマイルルーム）の充実	保育所を利用していない未就学児童とその保護者を対象に、伊方町生涯学習センター（児遊館）において、子育て家庭同士の交流や情報交換、子育てに関する相談対応等を行います。また、定期的にイベント・行事を開催します。 今後は、保護者の相談内容等を精査し、相談対応の質の向上に努めるとともに、イベント・行事の内容の改善を図ります。	保健福祉課
伊方保育所園庭開放事業	就学前の未就園児及びその保護者に保育所の園庭を開放し、子育て中の保護者及び児童と保育所在園児との交流を図り、保護者の子育て負担の軽減を図ります。	保健福祉課
母親クラブへの活動支援	子育て中の親子同士の交流を図り、子育てに関する情報の交換や知識を共有することにより、孤立感や負担感を軽減し楽しく子育てできるよう、母親クラブの育成や母親クラブ同士のネットワークづくりなどの活動支援を行います。 また、公民館など地域の施設を活用し交流しやすい場の確保に努めます。	保健福祉課
就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童・生徒等の保護者に対し、入学用品費や学用品費、学校給食費等について、就学援助費を支給します。	教育委員会事務局
教育振興補助事業	小・中・高の入学予定者及び就職予定者に対し、地域商品券を交付します。	教育委員会事務局
給食費補助	小・中学生を対象に、給食費の半額を補助します。	教育委員会事務局
学校教材費保護者負担無償化事業	児童・生徒の学校教材購入に係る経費（保護者負担分）を各学校へ補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	教育委員会事務局

(2) 保育サービス等の充実

保護者の就労形態やライフスタイルの多様化への対応を図りながら、子どもの健全育成に向けて、町内保育所における保育内容の充実に努めます。

また、早朝・夕方の延長保育の適切な運営実施を図るとともに、児童数の減少を勘案し、令和6年度以降保育所統廃合について取り組みます。なお、保育所の統廃合に合わせて、在宅で子育てをしている家庭の一時的な保育の受け皿として実施している一時預かりの運営体制の再編を図ります。

さらに、小学生が放課後を安全に健やかに過ごせるよう、放課後児童クラブの充実を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
保育の充実	共働き家庭等の理由により家庭での保育が困難な未就学児を対象に、保育所において子どもの成長に沿った保育を行います。 なお、保育の実施に当たっては、子どもの健全育成を最優先とするとともに、保護者のニーズの多様化や社会情勢の変化に対応できるよう努めます。	保健福祉課
3歳未満児の保育料の無償化	令和元年10月から始まった「教育・保育の無償化」において無償化の対象とならない3歳未満児を対象に、町独自で助成し、保育料の負担軽減を行います。(保育料：一律4,500円)	保健福祉課
保育所の統廃合	令和5年度にまとめられた「伊方町保育所統廃合検討委員会 提言書」に基づき、子どもの人口を勘案しながら、町内の保育所の統廃合を進めます。 また、認定こども園への移行についても検討します。	保健福祉課
一時預かり事業の拡充	乳幼児の一時預かり事業は、これまで大浜保育所、大久保育所の2園で実施していましたが、令和7年度以降は町内の認可保育所全園での実施に向けて体制を整備します。	保健福祉課
放課後児童クラブの充実	共働き家庭等の理由により、放課後家庭での保育が困難な小学生を対象に、小学校や近隣の施設において、放課後に適切な遊び、生活の場を確保し、健全育成を図るものです。 今後は、これまでの事業を継続するとともに、保護者の就労状況の変化・多様化に対応できるよう内容の充実、体制の強化に努めます。	保健福祉課

(3) 家族ぐるみ、地域ぐるみの子育て意識の醸成

少子化が進む本町において、結婚し町内に定住し、子どもを産み育てる新しい家族づくりが必要となるため、独身の男女に出会いの場を設け、婚活の支援に努めます。

また、子育ては家庭が中心となって担うものですが、家庭だけではなく、地域社会の中で、地域の一員として行っていくことも必要です。そのため、新たに親になる夫婦に自覚を促すため「親育ち」の啓発を図るほか、地域ぐるみの子育てに向けて、地域住民に広くその意義と必要性について意識啓発や情報発信を図ります。

さらに、地域での子育てのため、支援するボランティアグループ等の支援や活動の活性化を促進します。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
婚活の支援	結婚を希望する独身の男女を対象に、定期的に出会いの機会を設けるものです。	保健福祉課
結婚祝い金の支給	町内在住者と結婚し、その後も町内に定住する家庭を対象に、結婚祝い金を支給します。	保健福祉課
「親育ち」の促進	妊婦やその家族を対象に、親になることの自覚や子育てに適した家庭環境の確保に向けた啓発、情報発信に努めます。	保健福祉課 中央保健センター
子育て意識、子育て家庭への支援意識の啓発	地域住民、自治会・町内会、民生委員・児童委員を対象に、子育て家庭への寛容な対応や支援実施に向けた意識向上のための情報発信に努めます。	保健福祉課 中央保健センター
ボランティア活動の活性化	社会福祉協議会等と連携し、子育てに関わる様々なボランティアの養成を行うとともに、ボランティアグループの育成や啓発に努めます。	保健福祉課

2 保健・医療体制の充実

(1) 母子の健康の保持・増進

妊娠から出産に至るまでの母子の健康づくりは、その後の子どもの成長や親子の関係づくりに大きく影響します。特に保護者が精神的、健康的に安定することが子どもの健全育成に必要であるほか、育児うつや児童虐待の防止のためにも必要性が高いといえます。

そのため、子育ての負担や悩みを軽減し、楽しく感じられるよう切れ目のない支援を提供するとともに、関係機関と連携し、子育て不安の解消に努めます。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
母子健康手帳の交付	妊娠届を受け付けた際に、母子健康手帳を交付します。交付時には、保健師が面接を行い、説明や相談対応を行います。	中央保健センター
妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査の実施	妊婦の健康管理や胎児の健康状態の把握のため、必要な健康診査を実施するとともに、受診勧奨を行います。(14回) また、妊婦は食事の接種やホルモンバランスの変化がみられることから虫歯・歯周病になりやすい傾向があります。そのため、受診票を交付し、歯科検診の受診を勧奨します。(1回)	中央保健センター
妊婦相談の充実	妊娠中の生活や健康状態について、町保健師や栄養士が相談を受け付け、対応します。	中央保健センター
妊婦訪問指導の推進	妊娠・出産に対する不安の軽減と出産への適応がスムーズにできるよう、妊婦健康診査結果を活用し、支援の必要な妊婦や若年初産婦を中心に訪問指導を実施します。 今後も、状況に応じて医療機関と連絡を取りながら、支援の充実に努めます。	中央保健センター
赤ちゃん訪問の推進 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に、保健師が自宅を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、状況に応じて必要な支援につなげます。	中央保健センター
乳幼児相談の充実	乳幼児を対象に、発育や発達の状況を確認するとともに、育児についての悩みごとの相談に対応します。	中央保健センター
乳幼児健康診査の実施	1歳6か月、3歳、5歳の各段階において健康診査を行い、健康状態や発達の状況を把握し子育てを支援します。	中央保健センター

施策・事業	内容	担当課等
養育支援訪問事業	乳幼児健康診査や乳幼児全戸訪問の結果、養育支援が特に必要と判断した家庭を対象に、家庭訪問を行い、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。	中央保健センター
不妊治療費の助成	妊娠を希望し、不妊治療を受けている夫婦を対象に、治療費の一部を助成します。	中央保健センター
妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	妊婦相談や健診、家庭訪問等において、食生活や妊娠期の飲酒・喫煙の危険性、分煙の必要性など、正しい知識の普及・啓発に努めます。 なお、妊婦相談時には、可能な範囲で夫婦そろっての参加を呼びかけます。	中央保健センター
相談体制の充実	子どもの健やかな成長を目指して、母子保健事業の中で、それぞれの対象に応じた支援を行えるよう、支援体制の充実に努めます。	中央保健センター
産後ケア事業	町内に在住している母親と乳児を対象に、母親の心と身体のサポートや乳児のケアなどを行います。	中央保健センター
出産子育て交通費助成事業	不妊治療を受けている方、妊産婦、未就学児の通院にかかる交通費を助成します。	保健福祉課
妊産婦医療費助成事業	町内在住で健康保険に加入し、母子健康手帳を交付された妊産婦に対し、健康保険が適用になる診療を受けた場合に、支払った医療費を助成します。	中央保健センター

(2)「食育」の推進

食べることは生きるための基本であり、乳幼児期から発育・発達段階に応じてバランスの取れた豊かな食生活を送ることで、健全な心と身体の発達につながります。

このような考え方を根底に持ち、「伊方町食育推進計画」に基づいて、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族の関係づくりなどを行えるよう、地域団体等とも連携し食生活の重要性についての啓発をはじめ、地域の豊かな食材を使った給食や郷土料理、食品の安全性への関心を高めることなど総合的な食育の推進を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
乳幼児栄養指導の推進	乳児相談や1歳6か月健診、3歳児健診などにおいて離乳食実習や栄養相談を行い、食習慣の大切さ、食事づくりなどの啓発・指導を行います。	中央保健センター
保育所食育教室の開催	保育所児童と保護者を対象に、伊方町食生活推進協議会の会員と一緒に、子どもにとって好ましい食習慣を身につけることができるよう、料理を作る楽しさを通じて「食育」について親子で体験する機会の提供を進めます。	中央保健センター 保健福祉課
親子クッキング教室、クッキング教室の開催	町内の全小学校において小学5年生とその保護者を対象に、朝食についての講話と調理実習を行います。 また、中学生を対象に食材の選び方や弁当づくりの実習を行います。	中央保健センター 教育委員会事務局
給食レシピ募集事業	町内の小学校5・6年生、中学生を対象に学校給食に使うレシピを募集し、優秀なレシピを表彰して、給食に提供します。栄養バランスや地域食材などを意識した食育の推進に役立っています。	教育委員会事務局

(3) 思春期保健対策の充実

心身の発達途上の思春期の健康づくりは、乳幼児期とともにその後の健康な生活を送るための重要な時期といえます。

その一方で、食生活の偏り、ゲームやスマートフォン等のデジタル機器の低年齢層への浸透、子どもに関わる犯罪、少子化による近所の子どもの減少などから、生活習慣に問題を抱える子どもがみられます。

また、全国的にも性の逸脱行動に関する問題、喫煙・飲酒、薬物乱用等の問題、心身ともに悩みの多い時期であることに起因する不登校や引きこもりなどの問題も指摘されています。

このようなことから、思春期の心身の健康づくりに関する基礎的な知識や、酒やタバコ、性・薬物等の健康を脅かす問題に関する正しい知識の普及など、家庭や学校等関係機関と連携し思春期の保健対策の充実を図ります。

さらに、口腔衛生の意識を向上させ、年齢に応じた虫歯予防の取り組みを推進します。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
電子メディア（ゲーム・スマートフォン等）の適切な利用についての啓発	電子メディアへの依存による悪影響を抑止するため、学校での情報モラル教育の推進や家庭への啓発（研修の場の設定や利用ルールの設定等）を行います。	教育委員会事務局 小・中学校
性や生命の尊重に基づく性教育の推進	発達段階に応じて、性や生命に基づく性教育及び性感染症に関する正しい知識の普及を図ります。	小・中学校
健康を脅かす問題についての啓発	飲酒や喫煙、薬物使用等の弊害について授業や講師を活用した教室を開き、啓発を進めます。	小・中学校
児童・生徒の虫歯予防	小・中学生を対象に、歯科衛生士によるブラッシング指導や虫歯・歯肉炎の予防について、おやつの摂り方などの話をする歯磨き教室を開催します。	小・中学校
フッ素洗口普及事業	小学校で実施しているフッ素洗口を令和8年度から全中学校でも実施していきます。	小・中学校 教育委員会事務局 中央保健センター

(4) 小児医療の充実

地域で安心して子どもを産み育てるため、特に体調が変化しやすい子どもの健康の維持増進を図るため、子どもの急病や事故に適切に対応できる医療体制の維持、救急体制の確立に努めます。また、感染症予防のため、ワクチン・予防接種の正しい情報を発信し、年齢に応じた接種を促進します。

さらに、愛媛県全体の中でも小児科医数が減少している中で、松山・八幡浜・大洲小児医療圏における医療体制の充実と圏域を越えた連携に努めます。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
身近な小児医療の確保	<p>子どもの身体や病気に関し、日頃から気軽に相談できる「かかりつけ医」の必要性について医療関係者と連携して普及啓発を行うとともに、救急医療の適切な利用の理解促進に向けた情報発信を行います。</p> <p>また、救急医療への対応や医療連携、健康相談、予防などの健康管理に関する教育・普及など、多面的な機能の発揮を促進するとともに、在宅当番医制への協力など、夜間や休日の診療への対応を促進します。</p>	町民課
小児救急医療体制の充実	<p>休日・夜間の初期救急について、在宅当番医制の機能や診療時間等について保護者に周知を図るとともに、八幡浜・大洲圏域小児救急医療確保調整協議会による「小児救急応急手当マニュアル」の普及を図ります。</p> <p>また、小児科医を確保・維持し、小児在宅当番医制度の維持を図るとともに、二次・三次救急体制の充実と搬送体制の強化に向けた取り組みを推進します。</p>	町民課
予防医療・保健の推進	<p>ワクチン・予防接種についての最新の情報を発信し保護者の理解を深め、接種費用を助成することで接種率の向上を図ります。また、接種忘れがないよう接種勧奨も行います。</p> <p>さらに、赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査などの母子保健事業を通じて、接種状況の確認や予防接種で防げる病気について説明し、保護者に対する知識の普及や啓発も併せて行っていきます。</p>	中央保健センター

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

家族形態の多様化や地域における人間関係の希薄化、少子高齢化などの影響により、自分が家庭を持つまで子育ての様子を身近に見たり、乳幼児と接する機会を持たずに親となる子どもがみられます。また、コロナ禍において家族以外の人と接する機会が減り、コミュニケーションを苦手とする子どもの増加が懸念されます。

今後、子どもを「次代の親」として、また、明日の伊方町の担い手として、家庭や地域、学校などが連携して、心身ともに健やかに成長できるよう、知識と体験を組み合わせた多様な人材育成の取り組みを推進します。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
人権意識を培う教育の推進	<p>道徳や総合学習等の授業において、思いやりの心や命の大切さ、いじめ防止の基礎となる人権意識を高めるとともに、人権啓発活動の充実を図ります。</p> <p>また、保護者に対しては、人権集会などへの参加を促進し、啓発を図っていきます。</p>	教育委員会事務局
男女平等、男女の相互理解や協力に関する意識啓発	「伊方町男女共同参画基本計画」に基づき、仕事・家事・育児・介護等の様々な場面における男女の役割や共同参画の意識啓発を図ります。	総務課 保健福祉課
家庭教育の促進	保育所や学校と連携し、男女共同参画の視点に立った家庭教育、人権教育の重要性についての啓発や講座の充実に努めるとともに、PTAなどと協力し、子育てに関する保護者を対象とした学習会などを開催します。	教育委員会事務局 保健福祉課
福祉関係施設での体験的学習の推進	子ども達が生命の大切さを学んだり、思いやりの心を育めるよう、福祉施設等における体験的学習や介護ボランティアなどの機会の充実を図ります。	保健福祉課 中央保健センター 教育委員会事務局
中学生の職場体験、小・中学生の地域との交流の推進	<p>職場体験を通して様々な業種を体験し、勤労意識や感謝の心を育めるよう、活動を推進します。</p> <p>また、地域をフィールドとした授業の推進や地域と合同の文化祭・運動会の実施など、地域との交流促進に努めます。</p>	小・中学校 教育委員会事務局 公民館

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の充実

学校は、子どもが一日の大半を過ごす学びの場であり、家庭と並んで、子どもの健やかな成長にとって重要な役割を担っています。少子高齢化の進行や地域社会の縮小、経済・教育格差の拡大など、社会情勢の変化の中にあって、子ども達が次代を担う大人として、また、ふるさとに愛着を持ち、住みやすい地域を築いていけるよう、さらには、豊かな人間性や社会性、創造力を培い、心身ともにたくましく生きる力を身につけることができるよう、学校教育の内容の充実を図るとともに、学校が地域と家庭と連携して地域に根ざした学校づくりを進めていきます。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
総合的な幼児教育の推進	保育所と学校のそれぞれの活動で交流を図り、地域の行事などに積極的に関わる機会を持つことで、人とのふれあいや関わりを大切にしたい幼児教育の推進を図ります。	保健福祉課 教育委員会事務局
教育活動指導員等による教育支援の充実	各教育活動指導員は教師を支援し、分かる授業の推進に努めます。 また、一人ひとりを大切にしたい教育の推進や、きめ細かな授業の展開を図るため、小・中学校において教育活動指導員による教育の推進に努めます。	教育委員会事務局
環境教育・情報教育の推進	子ども達に地域や地球環境、エネルギーへの関心を高めるための教育を推進します。 また、教育現場でのデジタル機器、ICT機器やICT支援員の導入を進め、社会情勢に対応した情報教育を推進します。	教育委員会事務局
国際理解教育の推進	グローバルな視野を持った人材を育成するため、姉妹都市提携先のアメリカ・レッドウイング市とホームステイや高校生語学研修などの海外との交流、英語検定の検定料の補助を充実します。 また、ALT（外国語指導助手）の活用、英語教室等の充実を図ります。	教育委員会事務局 公民館
教職員の研修会の実施、研修機会の充実	教職員の質の向上に向けた研修会を実施します。また、社会情勢や教育現場での課題を考慮し、研修内容の改善、充実に努めます。	教育委員会事務局
子どもに対する相談、指導体制の充実	関係機関や町補導会、関係課と連携し、不登校やいじめ、ヤングケアラーなど、子ども一人ひとりの現状、その背景にあるものを的確に把握し、問題に対応できる相談・指導体制の充実に努めます。	教育委員会事務局

(3) 家庭や地域の教育力の向上

子育ての基盤である家庭が子どもにとって安心して生活できる場となるよう、また、子どもに対するしつけや生活習慣の獲得など、基本的なことが行えるよう、家庭教育を支援します。

また、子ども達が地域の様々な人との関わりの中で、社会性やコミュニケーション能力、思いやりの心などを育めるよう、さらには、保護者が楽しく自信を持って子育てができるよう、地域において子どもの育ちや子育てを支援する仕組みづくりを進めます。

さらに、インターネットやスマートフォンが低年齢層に普及していることから、ネットに端を発する犯罪やトラブルの予防のため、子どもと保護者に有害情報対策、情報モラルの向上に向けた意識啓発を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
家庭教育の支援	子育ての基盤である家庭が子どもにとって安心して生活できる場となるよう、また、子どもに対する適切なしつけのあり方や基本的な生活習慣の定着など、家庭教育を支援します。	保健福祉課 教育委員会事務局
ふるさと教育の推進	子ども達が地域の歴史や文化、自然、産業など、ふるさとへの関心と愛着を持ち、地域の一員として社会性やコミュニケーションを向上できるように、地域住民や団体との連携を図りながらふるさと教育を推進します。 また、地域の教育力の活用や様々な体験機会を通してふるさとの良さを感じ取ることができるよう努めていきます。	公民館 佐田岬半島 ミュージアム
インターネットやスマートフォンの安全な使用の促進	児童・生徒、保護者を対象に、インターネットやSNS等における危険情報、犯罪等の危険性、情報モラルの必要性について教育を推進します。 また、町PTA連合会により、スマートフォンの適正利用に関する意識啓発を図ります。	教育委員会事務局
PTA活動の推進	PTA活動の支援を行い、保護者や教職員による自主的な研修を充実させ、学校や地域の教育力を高めます。	教育委員会事務局

4 安全・安心のまちづくり

(1) 安心して外出できる環境の整備

子どもや妊産婦、子ども連れ等が安全に安心して外出できるよう、道路や交通安全施設の整備・更新を進めるとともに、公共施設等におけるおむつ交換台の設置など、子育てバリアフリーを進めます。

また、子どもが交通事故の被害に遭わないよう、関係機関や地域団体等との連携により保育所や小・中学校、地域での交通安全教育を推進します。

さらに、自家用車内の子どもの安全を確保できるよう、チャイルドシート普及のため購入費の補助を行います。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
住民の交通の利便性の確保	地域住民の足として運行している「伊方町地域巡回バス」について、スクールバスを含めた現在の体制を維持するとともに、子育て家庭が利用しやすい運行体系に向けて、改善に努めます。	総合政策課
公共施設のバリアフリー化の推進	乳児を持つ保護者の利便性の確保のため、公共施設の改修に合わせて、各施設のトイレへのおむつ交換台等の設置について計画的に取り組みます。	総務課
交通安全施設等整備事業の推進	交通の安全を確保する必要がある道路について、歩道の整備・改善や交差点の改良、道路照明灯やカーブミラーの設置・点検等を推進します。 また、新入学児童へのランドセルカバーや腕章の配付を行い、歩行者・自転車の安全確保・事故の防止を図ります。 さらに、保育所入所児童の交通災害共済加入の補助を行い、万が一の事故の際の補償についても配慮します。	総務課
チャイルドシートの購入補助	自家用車の乳幼児の安全を守るため、チャイルドシート購入費の費用の一部を助成します。 併せて、チャイルドシートの必要性を啓発し、着用の促進や交通事故被害の軽減を図ります。	総務課

(2) 防犯・防災対策の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関や地域団体、保護者、学校等が連携して登下校時の見守りや定期的な巡回、不審者情報の発信など、防犯体制の充実に努めます。

また、風水害や地震などの災害時にひとり親家庭や障がいのある子どものいる家庭、障がいのある保護者の家庭など、災害時に支援が必要な人が適切に避難できるよう、また、安否確認や避難所での生活への支援など、地域ぐるみの防災体制の構築を促進します。

さらに、災害時に子どもの安全を確保するための体制整備や自らが身の安全を確保するための意識啓発を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
防犯活動の促進	<p>子どもを犯罪などの被害から守るため、関係機関や地域団体、保護者、学校などが連携して登下校時の見守りや定期的な巡回、不審者情報の発信など、防犯体制の充実に努めます。</p> <p>また、新入学児童に対し防犯ブザーの支給、見守り隊による登下校の指導や声掛けの実施、八幡浜警察署からの情報提供による不審者情報のホームページへの掲載や情報提供などに随時努めていきます。</p>	<p>総務課 教育委員会事務局</p>
地域ぐるみの防災体制の構築	<p>地震などの災害時にひとり親家庭や障がいのある子どものいる家庭、障がいのある保護者の家庭など、支援が必要な人が適切に避難できるよう、また、安否確認や避難所での生活への支援など、地域ぐるみの防災体制の構築を促進します。</p>	<p>総務課</p>
防災教育・防災対策の推進	<p>保育所や小中学校において、自然災害発生時に児童・生徒の安全を確保するための体制整備・充実に努めます。</p> <p>また、児童・生徒が自らの安全を確保できるよう、防災教育の推進に努めます。</p>	<p>小中学校 保育所</p>

5 仕事と家庭・地域生活の両立支援

(1) 男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進

非婚化の進行や子どもを生む人数の減少の一つとして、長時間労働や男女間の仕事と家事の不均衡が考えられており、男女の役割を固定化せず、ともに個人の生き方や人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とするとともに、長時間労働の改善や健康的な生活の確保など仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が求められています。

今後は、関係機関や事業者、地域などと一体となって、「ワーク・ライフ・バランス」の実現や労働時間短縮に向けて、住民や事業者をはじめ、関係団体等に啓発を進めます。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
ワーク・ライフ・バランスについての啓発	男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進のため、ワーク・ライフ・バランスの意義や取り組みについて、啓発ポスターの掲示や町広報誌を活用した啓発に取り組みます。	総務課 観光商工課
「働き方改革」の促進	長時間労働の是正や仕事と家庭・地域生活との調和の改善に向けて、広報誌やホームページ等の多様な手段を活用して町内各事業所に対して関連情報の発信を行い、職種や規模、経営状況に応じた「働き方改革」の促進に努めます。	総務課 観光商工課

(2) 子育てとの両立支援

男女がともに仕事と子育てを両立できるよう、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に応じて、最新の内容を網羅した育児休業の取得促進や保育体制の充実を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
育児休業制度等の周知や利用促進の啓発	県や関係機関と協力し、育児休業制度等の周知や利用促進の啓発に努めます。	保健福祉課
保育所サービス等の充実	共働き家庭や働き方の多様化に可能な範囲で対応し、働く親の子育ての両立と子どもの健全な成長を支援できるよう、保育所におけるサービスや放課後児童クラブ、子どもの居場所づくりの充実に努めます。	保健福祉課

(3) 男性の家庭生活への参画促進

令和元年度に実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」によると、家庭における男女平等の状況は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が40.8%、「平等になっている」が36.0%となっており、家庭生活において男性が優遇されている認識が根強く残っています。

父親の家庭生活への参加は、母親の子育ての負担感を軽減するだけでなく、父親も子どもとのコミュニケーションを深め健全な親子関係を築くことにつながります。

そのため、父親の子育てに対する知識などを習得する機会の提供を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
啓発・広報活動の推進	「伊方町男女共同参画基本計画」に基づき、家庭の実情に合った家事分担等について、父親のみならず子どもも含め家族による話し合いを促進します。 また、広報等による男性の家事参加等に関する啓発を進めます	総務課 保健福祉課
男性の家庭生活参画促進のための教室の開催	子育て期の父親のみならず、退職後の男性などが育児や料理、介護などが必要になったときにも困ることなく行えるよう、知識や技術習得のための教室を開催します。	保健福祉課 教育委員会事務局 公民館

6 援助が必要な家庭へのきめ細かな支援

(1) 児童虐待防止対策及び対応の充実

従来「しつけ」として扱われていたものの中で、子どもの心身への暴力的な要素を含む行為が「暴力」や「虐待」として扱われ、浸透してきました。今なお、子どもに対する「暴力」や「虐待」による事件がみられます。児童虐待の背景には、子育て不安をはじめ、育児うつ、家庭の経済状況や配偶者・パートナー等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（以下DV））、保護者の成育の経緯などの様々な問題が考えられます。

今後、子どもの心身に深刻な被害を与える児童虐待について、未然に防止できるよう健診時の相談や保育所、小・中学校、診療所等との連携を強化し、早期発見に努めるとともに、県等関係機関との連携を図り被害に遭った子どもの保護や保護者に対する心のケアなど、対応の充実を図ります。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
児童虐待に関する啓発活動の推進	広報誌やパンフレットなどの媒体を活用して、児童虐待防止法等に関する情報を提供し、通告義務等に対する理解など、住民の虐待防止に関する意識の醸成を図っていきます。	保健福祉課
DV等の防止に向けた、意識啓発の推進	児童の目前でのDVなど、児童への間接的な被害を防止するため、広報誌やパンフレット、SNS等の多様な手段を活用し、DV等に関する内容の普及や広報などの啓発活動に努めます。	保健福祉課
伊方町要保護児童対策地域協議会の活動促進	児童虐待防止のため、関係機関、関係団体と連携し、要保護児童の早期発見や、適切な保護を図るため、伊方町要保護児童対策地域協議会を開催します。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催します。	保健福祉課
保育所や学校、家庭訪問等を通じた把握	保育所での生活や小・中学校での不登校、長期欠席、問題行動などの背景に虐待がないか、保育士や教職員一人ひとりが平素から保育・教育活動や家庭訪問等を通して児童や家庭への関わりを深めます。	保健福祉課 教育委員会事務局
児童虐待への対応	虐待とみられる事例があった際には、愛媛県福祉総合支援センター等関係機関との連携により、一時保護などの的確な対応に努めます。その際、児童の安全の確認・確保に努めるとともに、保護者への心のケアなどの対応を進めます。	保健福祉課

(2) ひとり親家庭、貧困家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、経済的な問題をはじめ、生活や養育など様々な問題を抱えているケースが多いことから、精神的な不安の解消や自立に向けた相談・指導など、自立支援をより一層推進する必要があります。

そのため、ひとり親家庭が経済的にも精神的にも安定した生活が送れるよう、また、児童の健全育成や福祉の向上が図られるよう、関係機関との連携を図り、保護者の就業相談や指導などの充実に努めるほか、利用可能な制度の情報提供や適切な利用促進を図ります。

また、様々な理由により経済的に困窮している貧困家庭に対しても、実態の把握に努めるとともに、家庭の状況に応じた支援に努めます。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
相談対応の充実	ひとり親家庭や貧困家庭の保護者が抱えている様々な問題・悩み等を解決するため、適切な助言及び情報提供をするなどの相談対応の充実に努めます。	保健福祉課
就労等自立支援の推進	児童扶養手当現況届時などに周知資料を配付するとともに、役場本庁において、愛媛県の母子・父子家庭自立支援員による就労相談等を開催し、個々の状況に応じた自立支援計画を策定し、きめ細かく継続的な自立・就労支援の実施に努めます。 また、ひとり親家庭などからの相談に応じ、自立支援のための総合的なサービスの提供を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業について周知を行います。	保健福祉課
経済的負担の軽減	ひとり親家庭の経済的負担の軽減や児童の健やかな育成を図るため、医療費の助成や児童扶養手当の支給を行います。	保健福祉課
ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進	ひとり親家庭において、乳幼児の保育や児童の生活指導等が必要な際に、家庭生活指導員が訪問し、必要な支援を行います。 また、制度の適切な利用促進のため、制度の普及に努めます。	保健福祉課
貧困家庭の把握	子どもの行動や服装等様々な視点から家庭の貧困状況を把握し、本人、家族に配慮しながら実態を把握します。	保健福祉課 教育委員会事務局
生活困窮世帯の子どもの生活支援	生活困窮者自立支援制度を活用し、子どもの日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援に努めます。	保健福祉課

(3) 障がいのある児童や家庭への支援の充実

障がいのある子ども一人ひとりが、自分の能力や個性を最大限に伸ばすことができるようにするためには、一人ひとりの障がいの状態やニーズ等に即したきめ細かな支援が必要です。

そのため、保育・療育・特別支援教育など、子どもの障がいに適切に対応できるよう、相談窓口の整備や療育体制、特別支援教育体制、障がい児福祉サービス提供体制の充実を図るとともに、各ライフステージの支援がつながりを持って行えるよう、関係機関の連携強化に努めます。

また、発達障がいの早期発見と早期対応が行えるよう、保育所や小学校、医療機関等との連携を強化します。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
障がい児保育事業の推進	障がいの有無に関わらず保育事業を利用できるよう、町内全保育所において障がい児の受け入れ体制を整備します。 また、中央保健センターと連携し、受け入れ時の対応についても情報共有を行います。	保健福祉課
児童発達支援センターの整備	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設として、国が各市町村又は各圏域への設置を進めている「児童発達支援センター」について、令和8年度末までの設置に向けて、関係機関と協議を進めていきます。	保健福祉課
特別支援教育支援員設置事業の推進	障がい等により学校生活への適応が困難な児童・生徒が豊かな学校生活を過ごせるよう、必要に応じて公立の小中学校に特別支援教育支援員を配置します。	教育委員会事務局
特別支援学級・通級指導学級の充実	特別支援学級や通級指導学級の施設等の整備を行い、指導者の質を高め、充実を図ります。	教育委員会事務局
特別支援連携協議会の開催	教育・保健・福祉等の関係機関のネットワークを築き、障がいのある子どもたちの支援の充実を図ることを目的として開催します。	教育委員会事務局
研修会等の開催	教職員の専門的知識や指導技術の向上、指導方法の工夫改善を行うため、研修会の開催を実施するとともに、保護者に対する教育相談や巡回相談を実施します。	教育委員会事務局

施策・事業	内容	担当課等
障がい児福祉サービス等の提供	障がいのある子どもを対象に、「伊方町障がい児福祉計画」に基づき、サービスニーズに応じた障がい児福祉サービス等を提供します。 なお、令和6年度に町内に障害児通所支援施設を開設し、障がい児の早期療育に取り組んでいます。	保健福祉課
地域生活支援事業の推進	障がいのある児童や保護者の日常生活の支援のため、「伊方町障がい児福祉計画」に基づき、相談支援事業や日常生活用具給付等事業などの地域生活支援事業の提供を進めます。	保健福祉課
特別児童扶養手当	身体又は精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護する父、母又は父母に代わってその児童を養育している人を対象に、特別児童扶養手当が支給されます。	保健福祉課

(4) ヤングケアラーの把握・支援

ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）の把握を行い、関係機関と連携しながら速やかに適切な支援につなげられるよう努めます。

【施策・事業】

施策・事業	内容	担当課等
ヤングケアラーの把握・支援	ヤングケアラーの実態把握を行い、適切な支援につなげます。	保健福祉課 教育委員会事務局

第5章 子ども・子育て支援事業計画

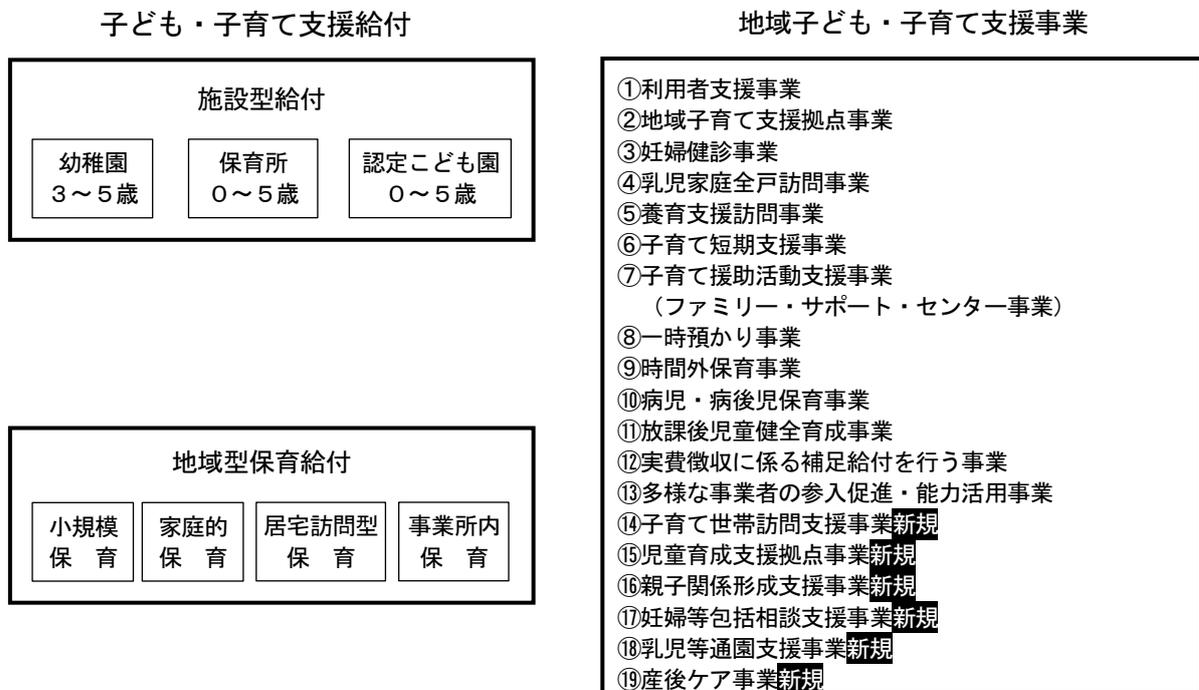
1 子ども・子育て支援事業の概要

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2種類に大別できます。

このうち、「子ども・子育て支援給付」は、幼稚園や保育所、認定こども園など、乳幼児の教育・保育サービスを提供する事業です。また、「地域子ども・子育て支援事業」は幼稚園や保育所、認定こども園で行う教育・保育サービスを補完したり、情報提供・相談等を行うなど、地域の実情に応じた子育て支援を行う事業です（伊方町内においては、保育所のみ）。

「子ども・子育て支援事業計画」では、これらの事業を実施するための計画であり、各サービスを確保する目標量や確保の方策を定めます。



(2) 給付を受ける子どもの認定区分

保護者の申請を受け、町では子どもの年齢や保育の必要性を判断し、次の3区分の認定を行います。教育・保育施設では、認定区分を受けた子どもを対象に、必要な教育・保育を実施します。

認定区分	保育の必要性	該当年齢	提供機関（伊方町の場合）
1号認定	なし	3～5歳	町外の幼稚園、認定こども園
2号認定	あり	3～5歳	保育所
3号認定	あり	0歳、1歳、2歳	保育所

2 子どもの推計人口

本計画期間（令和7年～令和11年度）の児童数の推計は、平成31年～令和6年の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を基にコーホート変化率法により、以下のとおり算出しました。

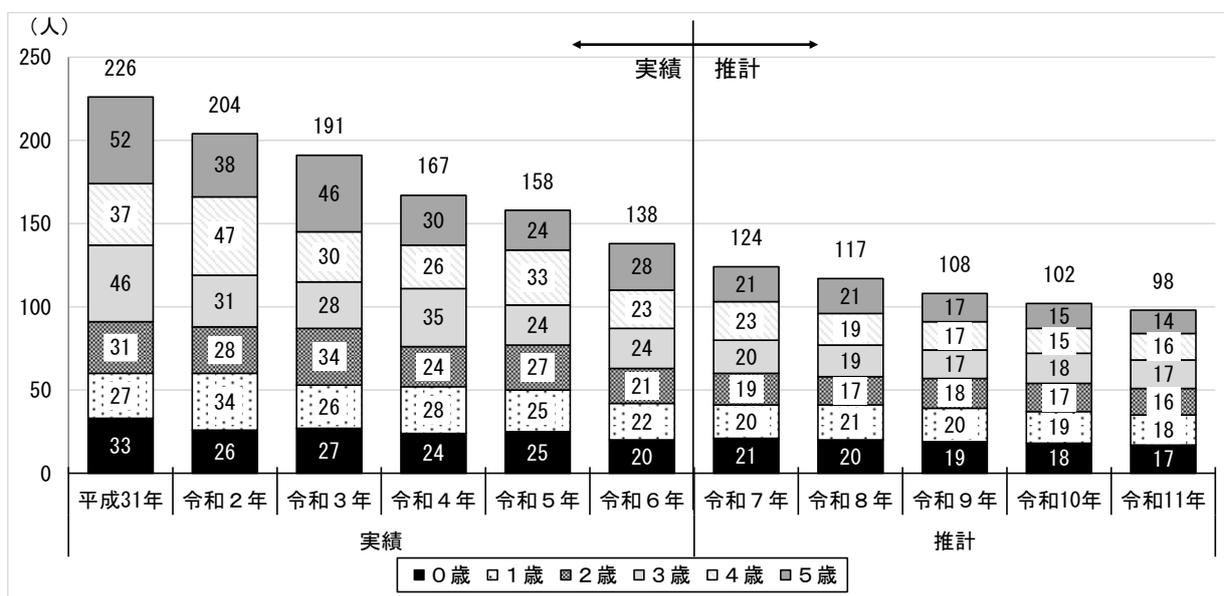
全体の傾向として、これまでの出生者数の減少、出産する母親の年齢層の人口減少等により、児童数の減少傾向が続くものと想定します。

コーホート変化率法

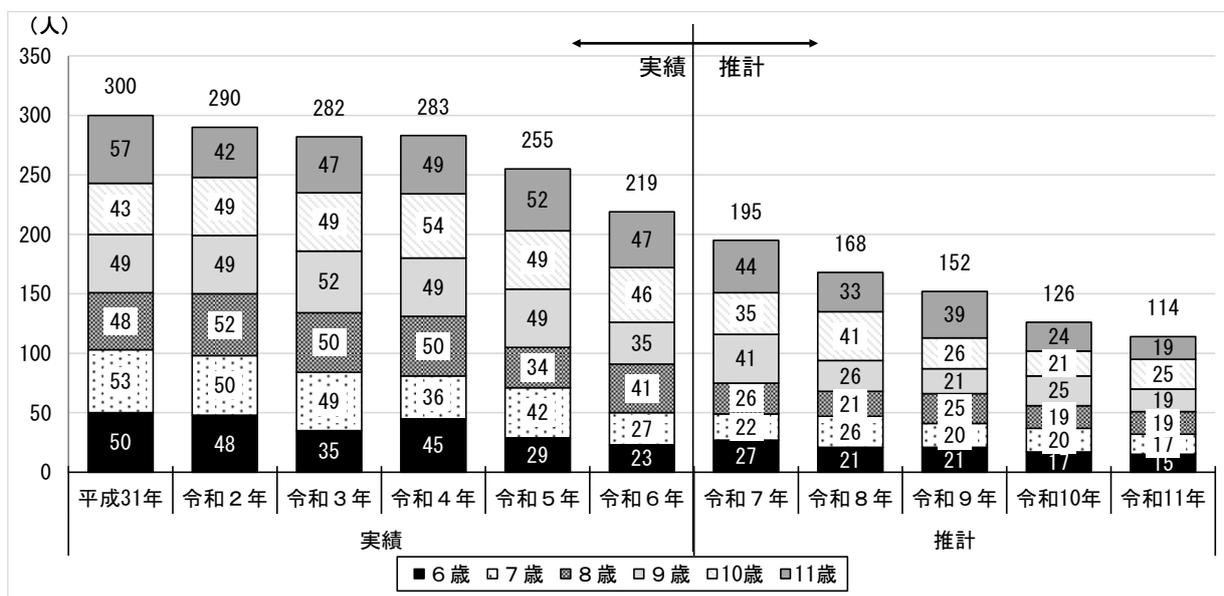
「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ期間に産まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

推計目標が比較的近い将来の人口であり、過去の変化率が近い将来も継続することが予想される場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

(1) 未就学児（0～5歳）



(2) 小学生（6～11歳）



3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件等地域の実情に応じて総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域は、町全体を一地区とします。

4 教育・保育提供体制の確保

(1) 子ども・子育て支援給付（量の見込み及び確保の方策）

【量の見込みの考え方】

- 教育施設、保育施設の令和2年度～令和6年度の利用率（利用者数／該当年齢の人口）の推移が今後も続くものとし、計画期間各年度の推計人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 教育施設は、町内に設置されていないため、近隣自治体の教育施設を利用するものとします。
- 保育施設は、「伊方町保育所統廃合検討委員会 提言書」（令和6年1月）に基づき、大浜保育所を伊方保育所に統廃合することを想定しています。なお、その他の保育所の統廃合については、提言書に「現時点の推計では令和9年度以降」とされていることから、現段階では大浜保育所を除く5園の定員を継続するものとします。

■教育施設（1号認定等）の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人)	3	3	3	3	3
②確保の方策（利用定員） (人)	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
過不足②-① (人)	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3

■保育施設（2号認定）の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人)	59	54	46	44	43
②確保の方策（利用定員） (人)	177	177	177	177	177
特定教育・保育施設	177	177	177	177	177
過不足②-① (人)	118	123	131	133	134

■保育施設（3号認定 0歳児）の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人)	2	1	1	1	1
②確保の方策（利用定員） (人)	11	11	11	11	11
特定教育・保育施設	11	11	11	11	11
過不足②-① (人)	9	10	10	10	10

■保育施設（3号認定1歳児）の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人)	13	14	13	13	12
②確保の方策（利用定員） (人)	28	28	28	28	28
特定教育・保育施設	28	28	28	28	28
過不足②-① (人)	15	14	15	15	16

■保育施設（3号認定2歳児）の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人)	15	13	14	13	13
②確保の方策（利用定員） (人)	39	39	39	39	39
特定教育・保育施設	39	39	39	39	39
過不足②-① (人)	24	26	25	26	26

(2) 地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保の方策）

①利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みの考え方、確保の方策】

- 町役場窓口で対応するものとします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の方策 (実施か所数)	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- 令和2年度～令和5年度の利用率（利用者数／0～2歳の人口）の推移が今後も続くものとし、計画期間各年度の推計人口に乗じて算出しています。なお、今後の少子化の進行、2歳以下の児童保育所利用の増加を勘案し、令和10年度以降は令和9年度と同数で推移するものと想定します。

【確保の方策】

- 今後も、伊方町生涯学習センターを中心に、三崎地域と瀬戸地域において訪問型の「出張スマイルルーム」を実施します。
- 事業の実施に当たっては、日程や時間帯の設定及び利用しやすい環境づくりに努めるとともに、多くの子育て世帯が参加できるよう情報発信を図ります。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	(人日)	3,829	4,242	4,497	4,497	4,497
②確保の方策	(人日)	3,829	4,242	4,497	4,497	4,497
実施か所	(か所)	3	3	3	3	3
過不足②-①	(人日)	0	0	0	0	0

③妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。一人当たり14回の受診が可能です。

【量の見込みの考え方】

- 令和2年度～令和5年度の受診率（受診者数／0歳の人口）の推移が今後も続くものとし、計画期間各年度の推計人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 妊娠届を提出した妊婦を対象に妊婦健診の内容を説明し、受診を促します。また、全ての妊婦に対応できるよう、受診体制を確保します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	(人)	29	28	27	26	25
②確保の方策	(人)	29	28	27	26	25
過不足②-①	(人)	0	0	0	0	0

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- 令和2年度～令和5年度の利用率（訪問者数／0歳の人口）の推移が今後も続くものとし、計画期間各年度の推計人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 保健師と連携を図りながら、母子保健活動において量の見込みに対する訪問・支援体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人)	15	13	11	10	8
②確保の方策 (人)	15	13	11	10	8
過不足②-① (人)	0	0	0	0	0

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

- 令和2年度～令和5年度の利用率（訪問者数／未就学児の人口）の推移が今後も続くものとし、計画期間各年度の推計人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 保健師等による養育に関する相談、指導、助言等を行い、全ての要支援者への支援体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人)	4	5	5	5	5
②確保の方策 (人)	4	5	5	5	5
過不足②-① (人)	0	0	0	0	0

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込み、確保の方策の考え方】

- これまで利用実績がみられないため、本計画期間内の量の見込み、確保の方策は設定しないものとします。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター：就学後）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込み、確保の方策の考え方】

- 現在、町内で実施体制を整備しておらず、今後の利用動向をみながら実施の可否について、検討を行います。

⑧一時預かり事業（幼稚園在園児以外）

主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

なお、本町では幼稚園が設置されておらず、幼稚園における一時預かりの利用実績がないことから、「在園児対象以外」の一時預かりのみ設定します。

【量の見込みの考え方】

- 令和2年度～令和5年度の利用率（利用者数／未就学児の人口）の推移が今後も続くものとし、計画期間各年度の推計人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 令和7年度以降、町内で運営される認可保育所全園において実施できる体制の整備を進めます。なお、令和9年度以降、保育所の利用状況に応じて統廃合の可能性がありますが、現段階では令和7年度に運営される5園で実施するものとしします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	(人日)	69	70	68	68	69
②確保の方策	(人日)	69	70	68	68	69
実施か所	(か所)	5	5	5	5	5
過不足②-①	(人日)	0	0	0	0	0

⑨時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

- 令和2年度～令和5年度の利用率（利用者数／保育所利用者数）の推移が今後も続くものとし、計画期間各年度の推計人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 今後も、各保育施設において実施します。なお、保育所の統廃合が予定されていますが、時間外保育の実施体制は量の見込みに対応できるよう確保します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	(人日／年)	32	31	28	28	28
②確保の方策	(人日／年)	32	31	28	28	28
過不足②-①	(人日／年)	0	0	0	0	0

⑩病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【量の見込み、確保の方策の考え方】

- 現在、町内で実施体制を整備しておらず、今後の利用動向をみながら実施の可否について、検討を行います。

⑪放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

- 令和2年度～令和5年度の利用率（利用者数／小学生の人口）の推移が今後も続くものとし、計画期間各年度の推計人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 今後は、低学年、高学年の利用希望者の動向を注視しながら、受け入れ体制の維持・充実を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人)	66	57	51	43	39
低学年	58	50	45	38	34
高学年	8	7	6	5	5
②確保の方策 (人)	90	90	90	90	90
実施か所 (か所)	5	5	5	5	5
過不足②-① (人)	24	33	39	47	51

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を、所得に応じて助成する事業です。

【確保の方策】

- 支援が必要な児童を適切に把握し、事業を適正に運用します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

- 参入希望のある事業者に対して、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

⑭子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【量の見込み、確保の方策の考え方】

- 新規の事業であるため、本計画において延べ利用日数の見込みを設定していません。
- 今後、支援の必要性のある家庭を把握したときは、必要な対応を行い、関係機関と調整しながら、受け入れ体制の整備に努めます。

⑮児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習をサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に行う事業です。

【量の見込み、確保の方策の考え方】

- 新規の事業であるため、本計画において延べ利用者数等の見込みを設定していません。
- 今後、支援の必要性のある児童を把握したときは、必要な対応を行い、関係機関と調整しながら、居場所の確保や支援体制の整備に努めます。

⑯親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通して、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

【量の見込み、確保の方策の考え方】

- 新規の事業であるため、本計画において延べ利用者数等の見込みを設定していません。
- 今後、支援の必要性のある保護者や児童を把握したときは、必要な対応を行い、関係機関と調整しながら、支援体制の整備に努めます。

⑰妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【量の見込み、確保の方策の考え方】

- 新規の事業であるため、本計画において延べ利用者数等の見込みを設定していません。
- 今後、こども家庭センターの設置時期に合わせて事業実施の検討を行います。

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

生後6か月から満3歳未満で保育所や認定こども園に通っていない児童を対象に、月一定時間の範囲内で、保護者の就労要件などを問わず保育所などに通わせることができる制度です。

【量の見込みの考え方】

- 事業の対象年齢で保育所や認定こども園に通っていない児童は少数であることから、対象年齢各1人の利用を想定します。

【確保の方策】

- 令和8年度より、町内の保育所全園での受け入れ体制を確保します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0 歳 児	①量の見込み (人)	0	1	1	1	1
	②確保の方策 (人)	0	1	1	1	1
	過不足②-① (人)	0	0	0	0	0
1 歳 児	①量の見込み (人)	0	1	1	1	1
	②確保の方策 (人)	0	1	1	1	1
	過不足②-① (人)	0	0	0	0	0
2 歳 児	①量の見込み (人)	0	1	1	1	1
	②確保の方策 (人)	0	1	1	1	1
	過不足②-① (人)	0	0	0	0	0

⑲産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【量の見込み、確保の方策の考え方】

- 新生児を持つ世帯を対象とします。
- 今後、各世帯の状況に応じて、継続的な支援を行えるよう、関係機関と連携しながら実施していきます。

5 教育・保育施設の一体的提供について

本町には、現在保育所のみ整備されており、当面は保育所における保育事業を中心に進めていきます。

なお、今後は保護者の就労の有無に関わらず、地域の子どもや家庭が利用できる施設である認定こども園の設置（又は保育園からの転換）に向けて検討を進めていきます。

6 教育・保育の質の向上へ向けた取り組み

少子化の進行や保護者の働き方の変化など、求められる保育の変化に対応できるよう、人材確保に努め、保育士を中心とした研修を行い、保育の質の向上を図ります。

また、子どもが安心して、健全に過ごせる保育環境の整備のため、保育所の施設・設備の更新に努めます。

さらに、よりよい保育のあり方について、町、保育所その他関係機関が連携し、質の向上に向けて、検討を続けていきます。

7 安心して子育てができる環境づくりを目指して

■安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

妊娠から出産に至るまでの母子の健康づくりは、その後の子どもの成長や親子の関係づくりに大きく影響するため、特に保護者が精神的に安定してゆとりを持って子育てが行えることが大切です。安心して子どもを産み育てるために、切れ目のない支援を行い、母子ともに健康な子育て環境の充実や子育てを取り巻く生活環境の整備を促進するとともに、障がいのある子どもを養育している家庭やひとり親家庭、貧困家庭、児童虐待の疑いのある家庭、ヤングケアラーなどの特別な支援を必要とする家庭への支援等、子育て世代が安心して生活でき、子育てができる環境づくりに取り組みます。

■子どもが健康でたくましく育つ環境づくり

将来に向けて、子ども達が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組めるよう、次代の親の育成、生き抜く力の育成に向けた学校教育環境等の整備を行うなど、子どもの心身の健やかでたくましい成長に資する教育環境づくり、また、地域の人々との交流や実際に体験する機会を持つことで、自ら学ぶ環境づくりなど、子ども達が健やかにたくましく育つ環境づくりに取り組みます。

町では、次代の親の育成への取り組みとして、福祉関係施設での体験的学習の推進、小・中学生の職場体験などの推進に取り組んでいきます。

■子ども等の安全の確保

関係機関や地域団体、保護者、学校などが連携して登下校時の見守りや定期的な巡回、不審者情報の発信など、防犯体制の推進を継続していきます。

また、風水害や地震などの災害時にひとり親家庭や障がいのある子どものいる家庭、障

がいのある保護者の家庭など、支援が必要な人が適切に避難できるよう、また、安否確認や避難所での生活への支援など、地域ぐるみの防災体制の構築を促進します。

インターネットやスマートフォンを安全に使用するために、児童・生徒・保護者を対象として、インターネットやSNS等の危険の周知や適正利用に関する意識啓発を行い、トラブルから子どもの安全を守ります。

■各種経済支援施策の推進

町では、子育ての財政支援策として、児童手当支給事業、母親クラブへの助成、子ども医療費助成事業、出産祝い金等の支給、若年出産世帯への支援を継続して行い、経済的負担の軽減を図ります。

また、交通安全、防犯対策も兼ねて、チャイルドシートの購入補助や、新入学児童に対し防犯ブザーの支給も併せて行っていきます。

8 ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けての取り組み

企業での働き方や男女の役割のあり方の見直しについて、議論が続いています。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和を実現していかなければなりません。

今後は、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しや育児休暇の取得促進等による家庭と仕事の両立を支援します。併せて、町内で活躍する様々な子育て支援グループや施設間のネットワークを強化し互いに連携することで、保護者がひとりで悩みを抱え込むことがないように、地域における子育て活動を積極的に支援するなど、子育てと子育てを支える環境づくりに取り組みます。

また、働いている全ての人が、仕事と生活のバランスが取れる多様な働き方、ライフスタイルを選択できるよう促すために、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境を作ることが大切です。

企業に対しては、育児休業や短時間勤務等の柔軟な働き方ができる制度を利用しやすい環境の整備を促していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

■庁内体制の整備

本計画の推進に当たっては、各施策の関係部署等が連携・協力し横断的な取り組みを積極的に進めます。

■相談支援体制の充実

本町の相談支援体制は、子育て支援全般に関することは保健福祉課、母子保健に関することは中央保健センター、教育に関することは教育委員会事務局と各担当が担っています。

今後は、各部門の連携、情報共有を図るとともに、新たな相談支援体制としてこども家庭センターの設置に向けて、準備を進めていきます。

■地域における取り組みや活動との連携

子ども・子育てに関わる施策は、保健・福祉・医療・教育など、様々な分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめ、NPO法人などの地域組織、関係機関等と連携を図りつつ、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握して子育て支援に努めます。

2 計画の点検・評価・改善

■子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

■計画の公表、町民意見の反映

町民一人ひとりが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが大切です。そのため、本計画について関係機関・団体等への配付やホームページなどでの内容公表・紹介などに努めます。

また、あらゆる機会に町民意見を把握し、町民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資 料 編

資料編

1 伊方町子ども・子育て会議条例

○伊方町子ども・子育て会議条例

平成26年3月19日

条例第11号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、伊方町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査、審議する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事項
- (2) 前号に掲げる事項のほか、子育て支援に関し、会議が調査、審議することが適当と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員13名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、児童福祉担当課で処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開催する会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (令和5年12月18日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 伊方町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

No.	区 分	役 職	氏 名	備 考
1	1号委員 (保護者)	地区保育所保護者連絡協議会長	井上 恵一郎	九町保育所保護者会長
2		町PTA連合会長	濱本 真彰	瀬戸中学校保護者代表
3	2号委員 (事業従事者)	町保育所長会長	木下 芳子	大浜保育所長
4		町学童クラブ指導員代表	井上 恵美	いかた学童クラブ
5		町中央保健センター所長	中田 公平	
6	3号委員 (学識経験者)	町民生児童委員協議会代表 (主任児童委員)	政木 こずえ	
7		町校長会長	野村 雅英	三崎中学校
8		学識経験者	寺坂 なほみ	副会長 元保育所長
9	4号委員 (町長が認める者)	副町長	濱松 一良	会長
10		教育長	中井 雄治	
	事 務 局	町教育委員会事務局長	阿部 茂之	
		町教育委員会事務局局長補佐	矢野 喜久	学校教育担当
		町教育委員会事務局局長補佐	山崎 進	生涯学習担当
		町中央保健センター保健師	安部 知子	
		保健福祉課長	田中 洋介	事務局長
		保健福祉課課長補佐	篠澤 隆之	
		こども・子育て政策係 係長	三浦 彰久	
		こども・子育て政策係 主事	武山 実花	

3 伊方町子ども・子育て会議の経過

会議名	開催年月	議題
令和6年度 第1回 伊方町子ども ・子育て会議	令和6年12月2日	(1) 第3期伊方町子ども・子育て支援事業 計画素案について ①伊方町の現状とニーズ調査について ②第2期計画の実施状況について ③第3期計画について (2) 第3期計画における子ども・子育て支援 事業の「量の見込み」について (3) 今後のスケジュールについて
令和6年度 第2回 伊方町子ども ・子育て会議	令和7年1月21日	(1) 伊方町第3期子ども・子育て支援事業 計画（素案）について (2) 伊方町第3期子ども・子育て支援事業 計画（素案）に対する意見について
令和6年度 第3回 伊方町子ども ・子育て会議	令和7年2月20日	(1) パブリックコメントの結果報告につい て (2) 伊方町第3期子ども・子育て支援事業計 画（最終案）について

伊方町 第3期子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

編集・発行：伊方町保健福祉課子ども・子育て政策係

〒796-0301



愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1

TEL：0894-38-0217

FAX：0894-38-1120